

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（3）（22. 3 定）			
日 時	平成 22 年 9 月 17 日（金）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 5 2 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	斉藤（陽）委員長、斎藤（博）副委員長、吹田・菊地・中島 高橋・山田・濱本・横田各委員		
説 明 員	教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・ 福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、産業港湾部参事、 保健所長、会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に吹田委員、高橋委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

秋元委員が高橋委員に、大橋委員が吹田委員に、北野委員が菊地委員に、久末委員が横田委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、共産党、平成会の順といたします。

自民党。

○横田委員

◎教職員服務規律等の実態に関する調査について

教育委員会にお尋ねいたしますが、さきの第 2 回定例会の一般質問で、北海道教育委員会の教職員関係の調査について、小樽市での服務関係はどういう実態なのかと質問しましたところ、まだ道教委が公表していないのに、その前に本市教育委員会が具体的な数値を出すことは差し控えたいということでした。やむを得ない部分もあるのかなと思ひまして、第 2 回定例会ではそのまま引き下がりましたけれども、ごらんのように 8 月に道教委のほうから文部科学省に報告がありましたし、子細な資料も出ておりました。そこで、前回、私が一般質問で質問しました各項目について、復唱しませんけれども、お答えをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育課長

今の調査の報告の関係でございますけれども、8 月 3 日に教職員服務規律等の実態に関する調査報告書が道教委から出されております。この報告書の道教委の対応でございますが、市町村単位、学校単位、職員個々の情報提供は行わない、それだけには応じないという対応でございました。これを受けまして、市教委といたしましても、道教委と同じような対応を現時点ではとっておりますので、具体的内容についてはお答えできないということで御理解をいただきたいと思ひます。

○横田委員

この前と同じようなお答えですけれども、この調査はもちろん文部科学省の指示で教育委員会がやったわけですが、この調査が終わって一定程度のことがわかり、我々としてはこの結果を知りたいのです。

今、道教委がだめだと言っているからというお話ですけれども、現実には、私は、小樽市の議員なり教育委員が小樽の実態を教えてほしいと尋ねた場合に、どういうふうに対応されるのか聞いてみてくださいとお願いしたのですが、その結果はどうでしたか。

○（教育）学校教育課長

この内容につきましては、道教委のほうに確認いたしましたけれども、対応については、市教委に任せるということでございます。

○横田委員

小樽市教委が任せられたのですから、ぜひお答えいただきたいと思ひます。私は、どこの学校で何人いたかまでの細かい数字は聞きませんが、一般質問で聞いたように、例えば、勤務時間中に学校のファクスなり、コピーなり、あるいは電話機その他を組合活動のために使用したという事実はあったのでしょうか。また、勤務時間中に、必要な手続をとった人はいいですがとらないで、校内外の各種会議、民間職員団体関係の会議に出席した教職

員はいたのですかと聞いたのですが、これにもお答えいただけませんか。

○教育部長

基本的な考え方としては、先ほど担当課長のほうから申し上げたとおりです。確かに、いろいろな議論があるのですけれども、道教委としても、回答を求められた場合、基本的な判断は市町村教育委員会の判断だというふうには言っております。

ただ、私ども市教委としての現状認識の基本的な考え方というのは、この調査そのものは、実施主体が道教委であるということがまず前提であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項に基づいて、市町村教育委員会が依頼をされた調査であり、その結果について、実施主体の道教委としては、個別自治体、個別学校、それぞれ個々の教職員、その結果については公表しない、個別の問い合わせにもお答えはしない、そういうスタンスを持っている、そうした考え方を持っている中で、その依頼を受けた教育委員会としてそれを公表するという考え方はないというのは先ほど申し上げたとおりです。

今、委員からございました一つずつについて何件だったのかとか、そういった部分についてはなくて、全体の傾向としてはどうなのだという話で申し上げますと、これは、前回の教育長の答弁でも申し上げているのですけれども、実は、小樽ではほとんど、100パーセントと言っていいと思うのですけれども、現場の教員はこの調査に応じました。ただ、個々の質問については答えていない部分も相当数あります。そういった中で、あったかないかという部分の答えが、どの程度、その中で数として掌握できるものかということもありますし、また一方では、その取扱いについては道教委の中でいろいろ検討しているという報道を私どもは見ております。ただ、今の御質問で言えば、ちょっと具体的な報告までについてはお許しいただきたいのですけれども、多くの項目についてはゼロ、あるいは、あった部分についても数件と、そういったような小樽の実態になっています。そういう意味では、後志段階までの数字というのは北海道の報告の中で示されておりますが、それほど大きな違いはないのではないかと考えております。

○横田委員

部長のお話もよくわかるのです。当然、そういうお立場だとそうなると思います。私が聞いているのは、繰り返しになるけれども、細かい数字は後でもいいのですけれども、そういう政治に関するいろいろな活動も、今、ゼロが多いとおっしゃいましたが、道教委でも相当出ているわけです。ですから、例示を挙げて今言いました授業時間中に学校の設備を使ったことがあったのか、なかったのかぐらいとか、それから、政治活動の調査項目もありますから、それがあったのか、傾向でもいいです。そのぐらいはやはりお答えいただかないと、小樽も、完璧にすばらしいのかなと思われる方がいるかどうかは別にしても、ちょっと判断が迷う部分ですから、それについて、あまり言えないというのを言え言えというのも教育長も困ると思いますけれども、簡単に言うと、この対応が一番手前でまとめられていますけれども、職員の聞き取りで、学校勤務時間中の組合活動に関する調査の中で、いわゆる不適切と思われる事案があったのか、なかったのかだけでもお答えください。

○教育長

横田委員の御質問と小樽の教育に対する心配は十分承知してございます。

現状では、先ほどからも話をしていますように、要するに、この開示する云々ということは、やはり学校単位や職員個々の情報提供は行わないようにしてほしい、また、すぐには応じないでほしいという北海道の考え方に立って、小樽市教育委員会としては、現状では、公表する立場にはないということです。どうしてここまでかたくなに答えているかということについて、ちょっと触れたいと思います。

実は、職員個々の聞き取りの調査票につきましては、御存じのように、個人情報が含まれており、名前も含まれてございます。また、回答内容に違法性の疑いがある場合にはさらに確認が必要でありまして、現時点での公表は誤解や学校現場の混乱を招くおそれがあるのではないかと考えているという考え方に立ってございます。

また、管内ごとの集計表とか市町村ごとの集計表、校長からの聞き取りの調査表については、今の前半で言ったもののほかに、さらに学校ごとの情報が判明しまして、学校ごとの比較などにより、やはりこれも混乱を起こすのではないかと、ひいては児童・生徒の教育に影響を及ぼすのではないかとという観点から、道教委も、小樽市教育委員会につきましては、可能な限りこういう思いで差し控えてほしいと、そういう意向もごございますので、これが今後どういうふうになっていくかはまた別といたしまして、現時点では公表をしないという立場で進めていく方向でござりますので、御理解をいただければと思います。

○横田委員

これ以上、教育長からせっかく御答弁をいただいているのに、いや、だめだとどなるわけにもいきませんからそうしませんけれども、やはり、私たちではなくて、教育委員が一体どうなのかと質問したときにも同じ答弁をされるのかどうか。私は非常に違和感を覚えますので、今後、公表できるようになったら、ぜひ教えていただきたいと思います。

それから、先ほど言っていました、回答しなかった教職員が全道平均で13パーセントですか、それと政治的事項に関するものが17パーセントというお答えでした。これについても、9月7日の北海道議会の文教委員会では、さらに実態を調べる、聞き取りに無回答であった教職員については、文部科学省から法令違反がないか実態を調べる指示があったということですが、小樽の場合、この無回答だった教員はどの程度だったのでしょうか。全道平均より多いと思いますけれども、後志でも三十数パーセントですね。相当数というお話でしたけれども、これぐらい言ってくださいよ。数でなくてパーセンテージでいいです。

○教育部長

委員も道教委の中間報告書はごらんになっていると思います。道教委が支庁単位で出している後志の数字というのは、道立高校も入っているものですから、単純にそういった部分の比較はできないのですけれども、小樽の場合で言いますと7割強、幾つかの質問があるものですから、全部が同じく回答をしていないというわけではないですけれども、平均すると7割ほど回答していない部分があります。

ただ、ここでちょっと御理解をいただきたいと思っているのは、実は、この調査をするに当たって、4月14日付けで後志教育局から調査のやり方みたいなものが示されました。その中では、一つは、聞き取りを拒否した場合は、教育委員会又は校長の判断により職務命令を発することも可能である、そういうのがあります。

二つ目には、聞き取りには応じるものの、何も話をしない場合は無理強いをしないことと、そういう表現になっています。それから、いずれの場合も、当該の職員の対応や発言内容についてはきちんと記録をしておくことと、そういう形でそれぞれ現場では調査を行ないなさいということで、それで、それぞれの校長が、道教委のやり方に基づいて行った結果だろうというふうには思っております。

○横田委員

全道で13あるいは17パーセントという無回答率が、70パーセント近いという押さえ方でいいのかなと思います。後志だと三十幾らという数字になっていますけれども、小樽は、たぶん、ここに比べても回答しなかった数は多いと思います。ぜひ、そういう回答しなかった教職員に対する指示も当然来ると思いますので、その辺はひとつ厳正にやっていただきたいという願いが1点です。

それから、国会での議論があって、見ておられる方もいるでしょうけれども、いわゆる勤務時間中の組合活動等のいろいろなことが義務教育費国庫負担金の不正受給に当たるのではないかとという議論がありまして、会計検査院が検査しないのかという国会議員の質問に対して、所要の体制を整えて検査を行いますということなのです。会計検査院の検査というのは、このような道教委、市教委の調査ではなくて、もっと本当の証拠書類、財政関係やそれ以外に相当なものがあると思いますけれども、こういう調査がもし仮に入ったら、それは当然受けなければならないわけでしょう。会計検査院が入るかもしれないということについての御見解はいかがでしょうか。

○教育長

会計検査院が入る例につきましては、たしか平成14年度だったと思いますが、ティーム・ティーチングの加配について北海道に入りまして、その中でも特に小樽がターゲットにされまして調査をされたという経緯がございます。

ただ、私どもとしましては、会計検査院が道教委を経由して入ってきて、もし学校でその事実云々ということで調査があったとしたら、それは、道費職員の給与につきましては3分の1の国費が入っているものですから、その調査には応じていかなければならないというふうに考えています。

○横田委員

この服務調査に関する調査の全般的な通知は、今まで、たぶん、初等中等教育局の課長通達だったのですが、今回は、民主党の鈴木寛さんだったか、副大臣名の通達になっている。要するに、強い指示で通達が出されているのではないかと思います。私は詳しくわかりませんが。

それでいて、議論の中で民主党の議員が、要するに、道教委がやっている調査は、おかしいのではないかという質問が散見されましたけれども、これは、文部科学省が指示してやっている調査ですから、矛先がちょっと違って、国に対してそういう御意見を言うのは無理かもしれませんが、道教委やその指示を受けた市教委は、そのとおりに、これからのこともありますから、教員たちの勤務時間中の組合活動あるいは政治的な活動についてはしっかりと指導していただきたいと思いますが、最後にこの点について教育長から答弁があればいただきたいと思います。

○教育長

結果についてはともかくとしまして、私どもとしては、北海道及び国のほうから何回も指導を受けている部分なので、法令に基づいて教育行政を進められているところでございますので、そういう気持ちを根本にしなごらやってまいりたいと思います。

ただ、犯人捜しだとか、そういうのではなくて、小樽の教育が保護者の期待にこたえられるような、そういった教育を展開していかないといけないというふうに考えてございますので、そういう面で今後も御議論いただければと思っております。

○横田委員

教育長が最後におっしゃられたことがすべてだと思いますので、ぜひぜひ市民から誤解を受けるようなことがないようにしっかりとお願いします。

◎教員免許更新制度について

最後に1点だけ、全然違う問題をお聞きします。

教員免許の更新制度が次年度から見直しをされるということで進んできました。今日の報道によりますと、いろいろねじれ国会の件もあるのでしょうかけれども、一応そのまま継続するということです。そうすると、見直しになると思って更新の講習を受けていない教員が全国で1万数千人いるということなのです。今、泡を食って講習を受けないと、法はそのまま継続しますので免許を失効してしまう格好になるわけです。それで、慌てて駆け込みでやっているようだけれども、受け入れるほうもすぐに対応できないわけですね。それで、心配するのは、35歳、40歳、45歳と5歳区切りでの教員免許の更新状況について小樽市の場合はどうなのか、現場では混乱していないのか、その辺だけお聞きしたいと思います。

○（教育）学校教育課長

教員の免許更新ですが、平成21年4月からこの制度ができております。それで、この制度に対して見直しというお話がありましたけれども、その後、本年6月に道教委の方から免許更新に係る通知がありまして、現時点においては、国においての法改正がなければ現行制度は有効であるという通知を受けまして、さらに、実際に、今回、第1回目の免許更新対象者の調査と、まだこの時点で受講していない者の調査というものを行っております。

この通知については、5月31日現在で、病気代替の教員等も含めた数字でございますけれども、今回対象となる

のが、小樽では全部で63名が来年3月31日までに修了しなければならない方になっております。そのうち、まだ研修等の未受講者につきましては22名の方が、未受講者というのは、実際に講習を受けても更新手続をしていない方を含めての人数ですので、実際にはもう少し少ない人数だとこちらのほうは押さえております。

○横田委員

大体更新ができるということですね。わかりました。

この制度は、いい、悪いはいろいろ議論があったところでありますけれども、教員自身の質の向上ですとか、そういうことは学力の向上と関連して非常に大事なことだと思うのです。退職される方は別ですが、いやしくも講習を受けなくて失効される方が出たなどというようなことがないようにされたほうがいいと思いますし、さらなる教員の資質向上のために頑張っていただきたいと思います。

○濱本委員

◎水産関連補正予算について

予算特別委員会なので、今回上程されている一般会計補正予算に関して1点だけお聞きしたいと思います。

今回の中で、小樽市漁業協同組合の製氷冷蔵施設整備事業費補助金1億9,970万円、それから、地産水産物付加価値開発施設整備事業費補助金3,300万円が計上されております。これは、市単費ではなくて、外から来る補助金なのですが、もともとの何とか基金とかそういう名称があるのだらうと思うのですが、それを教えてもらえますか。

○産業港湾部次長

まず、製氷冷蔵施設につきましては国の強い水産業づくり交付金、付加価値施設につきましては北海道の地域づくり総合交付金となっております。

○濱本委員

そうすると、冷蔵庫のほうは国、それから、付加価値施設の部分については北海道ということですね。これを実際にもらうために、たぶん、小樽市漁協も努力をされたのだらうと思うのですが、最終的にお金を支出する窓口は小樽市なのですが、そういう意味では、小樽市は、それぞれの補助金をもらうに当たって、直接的、間接的なものを含めてどういう支援をされてきたのでしょうか。

○産業港湾部長

この二つの施設の関係については、これまでも漁協といろいろ協議を重ねてきた経過がございます。特に、冷蔵製氷施設の関係については、高島漁港区には現有施設があるものですから、その近隣にということもございまして、平成20年ぐらいから、話が起き上がってまいりました。

具体的に、水産庁といいますか、国の補助金を導入してぜひとも実施していきたいという話が起き上がってきたのが、20年6月ぐらいでございまして、私どもとしては、そういった話を受けて、市としても、その当時、まだ、あと数年で赤字が解消できるというような状態とは思えませんでしたので、なかなか財政的な支援は難しいので、その辺の前提と、あとは、あそこにはまた底引きの関係の機船漁業協同組合等がございますから、そういう関係の人たちの了解も得てオーケーであればやってくださいと、そして、小樽市もさまざまな形で支援をさせていただきますからということで進んでまいりました。そして、この間、北海道を通じて国との調整とかもありましたので、産業港湾部の水産課が中心になりまして、関係機関であるとか地元の調整だとか、そういう中に一緒に入って、組合と協議をしながら、さまざまな形で、支援といいますか、協力をして一緒にやってきたということでございます。

これも、本日、何とか地鎮祭にこぎつけましたので、間もなくきちんと始まっていくということで実現を目指しているところでございます。

○濱本委員

言うなれば製氷冷蔵施設ですから、氷の部分は、簡単に言えば氷は売れるものですから営業的な部分だらうと思

ますし、それから、冷蔵庫も無償でということではなくて、たぶん、幾らという営業部分なのだろうと思います。

ただし、冷蔵庫の部分に関して言えば、やはり前浜でとれたものが、そこで保管されて魚価の安定にもたぶんつながっていく、そういう施設なのだろうと思います。このところの助成というのは、営業が目的の部分ですから、なかなか難しいだろうと私も思っているのですが、もう一つの3,330万円の付加価値開発施設の部分なのですが、例えば、総合計画の基本構想のまちづくり5つのテーマの4に人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）という大項目があります。その2）水産業の中に、水産物や水産加工品の高付加価値化を図るとともに、消費者ニーズに対応した新製品の開発などにより、新たな需要の創出と販路の拡大に努めますというのがあります。

それから、基本計画の中にも、水産物の消費と販路拡大ということで、本市の知名度を有効に活用してブランド化を進め、また、途中は抜きますけれども、加工技術の研究や鮮度保持、品質管理への支援に努め、水産物や水産加工品の高付加価値化を推進しますというふううたわれています。主な事業の中に新製品開発とブランド化の推進と記載されております。

また、自民党は、平成22年度の施策要望の中にも、やはり前浜の水産資源を生かした水産加工業の振興ということで要望も出しております。こういうものを踏まえた上で、こちらも、付加価値施設に関して言えば、できれば建設だけではなくて稼働した時点でやはり支援が必要なのではないのかと思うのです。工業用品とか工業技術に関して言えば、たぶん小樽市もいろいろあったかと思えますけれども、北海道にしてもほかの財団にしても、技術支援開発の補助金とか、そういうものがたぶんあったというふううに記憶しております。そういう意味では、今、こうやって基本構想や基本計画、また、自民党の要望としてもそういうものを出しているの、ぜひとも、稼働するのがたぶん新年度からのスタートだとは思いますが、何とか新しい高付加価値のものをつくるというところに有形、無形の支援をしていただきたいと思えます。

ちなみに、まだどんな施設なのかというのを私はよくわかっていないのですが、もしこの施設の内容がわかれば教えていただきたいのと同時に、新年度以降、稼働した場合に、いろいろなお金のこともあるでしょうし、別な意味の支援もあるでしょうし、さまざまな支援の仕方があると思えます。荒木水産振興資金基金もありますから基金取崩しという手も決まっていなくてもいいのですが、支援の仕方とその2点についてお聞かせいただきたいと思えます。

○産業港湾部次長

ただいまの高付加価値施設につきましては、今年度着工しましたので、来年度からの稼働ということになると思えます。

その中身で私たちが伺っているところでは、アワビなどを直接出荷しないで、一度生けすで泥などをとって付加価値を高めて出荷する。それから、カレイやソイなどの規格外品をフライなどにするための半製品といったものに1次加工して付加価値をつける、あるいは、現在、廃棄しているようなものの活用、また、一夜干しとかそういった付加価値製品の研究開発がその場でされるというふううに聞いております。水産品の付加価値をつけるということは、販路拡大にもつながる重要な取組と考えております。

今後の稼働状況にもよりますが、本年も水産品のブランドの品評会をやって、来週は販促会もウイングベイで計画しているなど、そういったいろいろな形で支援しておりますので、今後は、施設の稼働状況を見ながら、組合とも十分に協議して必要な支援をしてまいりたいと思っております。

○濱本委員

ぜひお願いしたいと思います。というのは、よく新聞などでも、どこそこ農協の婦人部が何とかという商品を開発して売りましたとか、どこそこの漁協の青年部が何とかという商品を開発して売りましたとか、そういう話はよく聞くのです。小樽市漁協は、残念ながらそういうパターンというのはほとんどなくて、今回、これがきっかけで

ようやくそういうところにも目を向けてきたのかと思います。せっかくの新しい芽なので、ぜひとも支援をしていただきたいし、検討していただけるということなので、新年度以降、よろしくお願ひしたいと思います。

◎重点港湾について

次に、重点港湾の話を代表質問でさせていただきました。代表質問の内容は、12月に国土交通省の方針が出まして、そこからスタートして行って、結末は8月3日の最終決定になりました。その間、よそのまちの行政とか議会がこういうかかわり方をしていましたと、そういう例示を出しながら質問をさせていただいて、議会全体がどうということではなくて、我々自民党としては、こういう選定に向けていろいろな意味でもっと努力しなければならなかったと、そういう反省の言葉も述べました。

しかし、基本的に思うのは、12月に国土交通省の方針を出した時点の初動、いわゆるそれに対応する動きの部分が若干遅れていたのか、もっと言えば、不足していたのかと、何となくそういう認識をしてしまうのですが、実際に対応していた当事者としては、初動の部分に関して言えば十分だったと思っていられるのか、若干不足があったと思っていられるのか、その点についてはいかがですか。

○（産業港湾）事業課長

重点港湾の選定に係る初動の対応についての御質問だと思うのですが、重点港湾につきましては、今お話があったとおり、昨年12月末に初めて国のほうから示された制度と申しますか、スキームでございます。その時点では、地域拠点性、若しくは取扱貨物量実績を基に選定をしていくということで伺っておりまして、実際、重点港湾になった場合にどういうふうになっていくのかとか、詳細な制度内容について私どもとしても気がかりな部分がございます、すぐさま国のほうには照会をかけたところがございます。ただ、この重点港湾というのは、政府のほうから初めて打ち出されたということもあって、国のほうからはなかなか詳細な基準をいただけなかったということがまず1点ございました。

私どもとして、重点港湾の選定に当たりまして、その制度の概要ですとか、選定要件がどんなふうになっていくのかということ、やはり慎重に確かめていかなければならないということもございまして、特に、選定に際して、例えば、過度な事業負担が発生してくるのかどうかということが懸念されることもございましたので、そういう部分で慎重に情報収集をしたということもございまして。

最終的に、具体的な重点港湾のスキームというのが出てきましたのが、市長の答弁がございましたけれども、4月の事業調整会議ということになってございまして、この場で重点港湾の中身が大体見えてきて、その後、私どもとしてもその選定に向けて検討に入ったということもございまして。

○濱本委員

ですから、与えられた前提条件の中では我々としては十分にやったというお考えなのか、今思えば、検証してみたら、例えば少し不足している部分があったと思うのか、その点についてはいかがですか。

○（産業港湾）事業課長

私どもとしては、重点港湾の選定に対しまして、初動の対応の部分についてはそれなりに一生懸命対応させていただいたということで考えてございます。

○濱本委員

たぶん、現場の皆さんはそれなりに一生懸命やられたのだらうと思います。先ほど、政府と国というお答えもありました。やはり、そういういろいろな混乱がある中で、政府は発表しましたけれども、いわゆる霞ヶ関のほうは、ではそこまで本当に組み立てていたのかということ、これからみたいなどころもあり、そういう中で小樽市の現場の方々は、それなりに手順を踏んで行動したのだと思います。

ただ、もう片一方で、私が代表質問で言ったように、3月に港湾管理者の山形県知事が酒田港の選定を求めて、国に行ったという一つの事実もあるわけです。そういうものを踏まえたときに、やはりちょっと足りなかったのでは

はないのかというふうに思うわけです。山形県知事は何を前提にそこに行ったのか、それはわかりませんが、ただ、事実としてはあるのです。

そういう傍証を見たときに、我々の事後評価としてはそうだったかもしれないけれども、客観的な、相対的な評価の中では、もしかしたら、私は、ちょっと足りなかったのかと。現場の人たちの責任ではないですよ。これはもっと違う部分の責任もたぶんあるのだらうと思いますけれども、そんな印象がするのです。

なぜ私がこれを言うかという、結局、一回、重点港湾に選定されたからといって、このままずっと行くとは思わないのです。選択と集中ですから、ある程度整備が終わったら次の港を選定しなければならない。どんどん減って行って、それで終わりですという方針も出てないのですから、当然、入れ替えの可能性もある。そうしたときに、やはり、可能性があるのであればそれに備えていろいろな準備を進めていく必要があると思うのです。今回選定に漏れたからこれでおしまい、うなだれているわけにはたぶんいかないと思うのです。

ここにいらっしゃる皆さんそれぞれが、やはり、小樽港の元気な姿を見たいと思っているわけです。その一つの手助けにもなるのであれば、選定されたから、されなかったからといって何の役にも立たないということではなくて、一つの手助けになるのであれば、次のステップのためにも今から仕切り直して取り組んでいただきたい、頑張ってもらいたいと思うのですが、いかがですか。

○（産業港湾）事業課長

今後の選定の見直しに向けた対応ということだと思うのですが、まず、今回、重点港湾というスキームが選定を通して明らかになってございます。私どもは、今回、重点港湾の選定に向かっていく中で、新規事業をどうやってとらえるかという部分で検討を要した時間もございましたけれども、最終的には、第3号埠頭の開発も含めて、そういった方針で新規事業の利点というのを提案した経緯がございます。

次回、この選定があるとしたときには、このスキームも大体見えてございますし、また、私どもは港湾計画をこれから改訂していくという中において、今後の小樽の姿といった明確なビジョンを持って対応していけるものと思っておりますので、そういった機会がございましたら、すぐさま選定に向けた対応に取り組んでいきたいというふうには考えてございます。

○濱本委員

本当に、港小樽に三つのMがあるとだれかが言っていましたけれども、マイカルがあって、元丸井があって、それでマリンド。マリンドは海と水産と全部含めたマリンドと言っていた人がいましたけれども、港は、そのマリンドの重要な要素なので、今回は残念な結果でしたけれども、次は胸を張って結果報告できるようにぜひとも頑張ってもらいたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○高橋委員

◎地籍調査について

一般質問に関連して、何点かお聞きしたいと思います。

初めに、地籍調査についてですが、まず、国土交通省が全国の人口集中地区、いわゆるD I D地区に公共の基準点を設けました。要するに、街区基準点というものですけれども、この街区基準点の目的と内容について説明をお願いします。

○（建設）用地管理課長

街区基準点の目的と内容についての御質問ですけれども、街区基準点というのは、地球上における位置とか高さというものを測定して、その点に情報を持たせていくというようなものです。これは、測量の場合、地図を作成す

るといふときには、それを基準として測量するわけで、非常に重要な点ということになります。

今、街区基準点については、国土交通省のほうから移管されているわけですが、全体としては572点、小樽市のD I D地区内に移管されております。その街区基準点が設置される前はどのような形の測量が行われたかという、基準点等がまちの中にはないというような状況ですから、測量をする際には、少し離れた山とか、そういうようなところから測量をしてきて、まちの中の測量をするというような形でした。それが、今、まちの中に572点落とされて、測量する際には近くに基準点があるという状況です。そういうことで測量の経費の縮減が図られるようになってきたということです。

街区基準点ですが、先ほど572点と答弁しましたが、中身で言いますと、街区三角点が83点、街区多角点が489点、合わせて572点ということでございます。

○高橋委員

この街区基準点については、公共の基準点ということで、道路にピンみたいなものが入っているということではないのですよね。要するに、国土交通省という刻印があって、なおかつ、だれが見てもわかるようなものだと私は認識しているのですけれども、それでよろしいですか。

○（建設）用地管理課長

街区基準点は、ほとんどが道路の中に入っています。見た目は、ボックスに丸いふたがついておまして、その中に石標が入っています。ふたをあけると、そこるところに十字を切った点がある、そういうようなものです。

○高橋委員

一番大事なことだとも思うのですけれども、今の現物がなくなってもすぐに復旧できるというふうに伺っています。要するに、座標を指定していると聞いていて、地籍調査でもこれが非常に大事だと言われているのですが、その座標の意味についてわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

○（建設）用地管理課長

先ほど、基準点についてちょっと説明しましたが、その基準点にはおのおの座標がついています。この座標というのは、地球上の中でどの位置にあるのかという数字です。ですから、例えば、1か所の点が災害等ではなくなるとか、そういうような場合でも、ほかの基準点があれば、座標はおのおのが持っていますから、その基準点から違う基準点、たまたまなくなったところの基準点は容易に復元できるということになります。

○高橋委員

わかりやすく言えば、GPS機能で点を出したようなものと、そういう測量をしているということによろしいでしょうか。

○（建設）用地管理課長

GPS機能でも、そういうようなことで座標値は落とせます。実測をした場合の座標と、それをGPSでやったような座標と、やり方としては両方あるかと思います。

○高橋委員

先ほど御説明があったように、平成19年度以降は小樽市に移管をされています。小樽市の管轄になるわけですから、使用には承認申請ということをしなければならないのですけれども、19年度から現在までの件数を教えてくださいたいと思います。

○（建設）用地管理課長

今、平成19年度の数字がないのですけれども、20年度から22年度の今日時点までの数字を申し上げます。

20年度につきましては65件、21年度につきましては61件、22年度は4月から今日までの数字ですが、34件の承認申請が上がっております。

○高橋委員

準備として、いろいろな調査をぜひ行ってほしいということで本会議でもお願いしているのですが、どのぐらいかかるのかということで御答弁をいただきましたら、全体事業費で試算は約50億円ということでありました。この負担割合について確認したいのですが、50億円の国、道、市の負担割合、そして、それぞれの金額について教えていただきたいと思います。

○（建設）用地管理課長

地籍調査の全体事業費50億円の負担割合とその金額についてですが、負担割合につきましては、国が2分の1、北海道が4分の1、市が4分の1となっております。これを金額にしますと、国は25億円、道が12億5,000万円、市が12億5,000万円となります。また、市の12億5,000万円の負担に対しましては、8割が特別交付税で補てんされるということになっておりますので、12億5,000万円に残りの0.2を掛けまして、市の実質的な負担割合は2億5,000万円ということになります。

○高橋委員

私も計算しましたが、全体の事業費が50億円として2億5,000万円ですから、小樽市の実質的な負担分は5パーセントということになるかと思いますが、人件費が入っていないということで、これにプラスされますからそれはちょっと問題かなとは思いますが、事業費自体の金額としてはそれほど大きな金額ではないというふうに私は思っております。

実施体制の検討、調査ということで、当面は、建設部が各地の状況、先進市の状況を調査しているという御答弁をいただきましたけれども、具体的にはどういう市に調査依頼をしているのか、数で結構ですので、何市に出して何市から回答があるのか、現状を教えてくださいたいと思います。

○（建設）用地管理課長

現在、道内で地籍調査を実施しているのは7市、それから、現在休止中ですが、直近5年以内までは事業をやっていた1市、合わせて8市に調査をお願いしています。そのうち、今日現在ですが、回答は3市から返ってきております。

○高橋委員

最終的にはいつぐらいまでに調査を終えようと考えておられるのか、お答えいただきたいと思います。

○（建設）用地管理課長

アンケート調査をお願いしている市には、今月いっぱいぐらいをめどに回答をいただくようお願いしているところです。

○高橋委員

このアンケート調査を基に、では、どうするのかということで具体的に協議をしなければならないと思うのですが、市長の具体的なゴーサインというのは出ていませんので、出つつあるというふうには私は思っているのですが、これを基にどのように考えていくかというのは建設部の中で1回検討するのですか。

○（建設）用地管理課長

先ほど、今月いっぱいぐらいで、現在やっているところ、休止しているところも含めて、他都市にアンケート調査の回答をお願いしているということで答弁しましたが、各都市の実施している状況の中で、それぞれ課題や問題等もたぶん抱えているかと思いますが、その辺については、とりあえずは建設部のほうで取りまとめを行うことになるかと思いますが、その後の事業としては、建設部だけということにはたぶんならないと思いますので、全庁的な協議というのが必要になってくるかと思いますが。

○高橋委員

仮定の話ですので、あまり議論は進められないかとは思いますが、全庁的になると、やはり総務部が仕

切ってやらなければならないのではないかと思いますのですが、現状における総務部のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○総務部長

地籍調査の関係は、結構古くからお話をいただいて、業者の方とも話をしていますし、何年か前には北海道の農政部からもお話を伺ってございます。そのたびに庁内で何回か打合せをしながら、少しずつですが、前に出ていると思っております。

これまで私も何回か入って打合せをさせていただいているのですが、課題が何となく見えてきているのは事実なのです。今お話しがありましたとおり、現実の問題として事業実施の経費の問題というのは、50億円という金額のわりには市の負担が少なく済みます。ただ、特別交付税がどういった形で入ってくるかというのは、未知数でありますから、なかなか財政サイドからすると厳しい部分があるのだらうと思います。

そして、今ありました人件費の問題なのです。実は、何年か前に、北海道の方に、何人ぐらいの人員が必要でどのぐらいのボリュームですかと聞いたことがあります。小樽レベルだと四、五人の職員が必要になるということで、土木・建築系の職員四、五人をそこへ投入するとなかなかややこしいことになるというのは当時あったように記憶しています。金額的にも1人数百万円かかれば結構な額ですから、それが補助の対象とならなければかなりの持ち出しがあるというのを議論した経過が印象として残っています。

そういうことを含めて、今、建設部のアンケート調査の結果、さらには我々の今までの蓄積を踏まえて、あわせて議論していかなければいけないと思っています。当然、農政関係とか農業委員会とか水道局など、さまざまな分野がありますので、それらをトータルで集めて、GISの関係なども含めれば総務部も一緒に入って調整しなければならぬのではないかとこのふうには思います。

○高橋委員

いずれにしても、また議論をさせていただきたいと思います。建設部はいろいろ大変だと思いますけれども、よろしく願います。

◎社会資本の長寿命化対策について

2点目ですが、社会資本の長寿命化対策として4項目について質問させていただきました。

各項目では、長寿命化計画をここ二、三年中に計画するというところで話を伺っております。そのうち、何点か気になる点がありましたので、お聞きしたいと思います。

まず、下水道の項目の中で雨水渠の話の話を聞きました。議会でも何回か出ていますけれども、8月に2回のゲリラ豪雨があったわけですが、非常に各議員とも心配だというふうに認識をし、また質問もしているところであります。これについて、いい意味で教訓になったと思っているわけですが、当面对処すべきところはすぐ対処していきたいという答弁をいただきましたけれども、具体的にはどういうところを考えているのか、お答えをいただきたいと思います。

○（建設）建設事業課長

下水道計画の中での具体的な当面の対策ということでございますけれども、私どもは、雨水渠の整備は、すぐに解決するというのではなくて、当面、対策を講ずる必要がある箇所につきましては、整備の手法として雨水渠計画が一つあると考えてございます。

○高橋委員

要するに、今回、雨が急激に降って低いところに集中したわけですが、そういうところで弱点が見えてきたと思うのですけれども、それに対して、雨水渠イコール解決にはならないと思いますけれども、その対策についてはどう考えているのかを聞きたいのです。

○（建設）建設事業課長

低地の浸水に対する考え方でございますけれども、要するに、現場の排水施設の状況、また、排水施設のルートがほかに考えられないのか、流域に逃がすことができないのか、それらについては個別・具体的には検討してまいりますけれども、最終的にそこを雨水渠で整備しなければならないという結論にはまだ至っておりません。検討中でございます。それで、今後の対策を考える上では雨水渠という言葉も出てくるかとは思いますが。

○高橋委員

もう一点お願いしたいのは、中・長期的にそういうシミュレーションをした上で、ぜひ対策を検討してほしいと思っています。これは雨水渠も含めてですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）建設事業課長

中・長期的なシミュレーションも含めた雨水対策ということでございますけれども、小樽市全域にわたっての雨水渠計画は持っております。ただ、その雨水渠計画を基に全市的に行うという部分については非常に莫大な事業費がかかるというふうに考えておまして、長期的に計画を持つ上では現段階では非常に困難と考えております。しかし、ここも、検討する中で、そういう個別的行わなければならない事業につきましては、今回を機に中期になるのか長期になるのか、それを考えながら計画を練っていきたくと考えております。

○高橋委員

わかりました。ぜひお願いします。

◎港湾計画の見直しと長寿命化計画の整合性について

次に、港湾です。

港湾では、港湾計画の見直しと長寿命化計画の整合性について伺いました。

要するに、だましましこれから使っていくところと、きちんと整備していかなければならないというところを区分けしてやっていきたいと、要約するとそういう答弁だったというふうに思います。この点について、もう少し具体的にお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

○（産業港湾）事業課長

港湾計画と長寿命化計画の整合性についてでございますけれども、長寿命化計画につきましては、あくまでも施設の延命化を図るということが目的になってございます。これに対しまして、港湾計画というのは、今後の港湾のあり方として、新規の事業ですとか、また、新規の施設や改良などを位置づけていく計画でございます。

まず、基本的な考え方といたしまして、これから進めていく港湾計画の中において、将来的に、例えば、施設を更新していくとか、事業転換を図っていくという施設につきましては、一応の維持・管理計画を立てていく中でも、必要最少限の維持・補修に努めて機能を保持していくという考え方に立とうかと思えます。

それに対しまして、今後とも長期にわたって利用されていくような施設につきましては、予防保全的な対応や、計画的な維持・管理を含めまして、施設の延命化を図っていくという考え方で進めていきたいと考えてございます。

いずれにしましても、計画の策定を進めていく中、また、計画が策定されまして管理なり事業を実施していく際には、相互の計画の調整を図りながら効果的な投資になるように努めていきたいと考えてございます。

○高橋委員

港湾計画の見直しというのはいつまでに行われるのでしょうか。

○（産業港湾）事業課長

港湾計画の見直しのスケジュールについてですが、これから港湾計画の改訂に着手するという事で説明させていただきましたが、基本的には、前回の港湾計画の改訂から言いますと4年から5年かかっている、スケジュール的にはそれぐらい必要となる作業かと考えてございます。現時点でいつぐらいまでに計画の策定を完了できるかということについては、まだ示せる状況ではございません。

○高橋委員

◎第 3 号埠頭の基部について

関連して、第 3 号埠頭の基部について何点か聞きたいと思います。

これは、昨年的一般質問、ちょうど 1 年前に質問した内容ですけれども、まず、旧港湾合同庁舎解体工事がいよいよ始まります。あの工事については、いつ完了するのか、わかれば教えてください。

○（産業港湾）事業課長

旧合同庁舎の解体工事につきましては、本年 5 月に入札されておりまして、解体の完了が来年の 2 月ぐらいということで北海道財務局のほうから聞いております。

○高橋委員

移管の話がありましたけれども、要するに、2 月以降、更地になってから移管ということによろしいのでしょうか。

○（産業港湾）事業課長

土地の交換につきましては、2 月に完全に解体が済んでから、今のところ 3 月までの間で交換の手続に入っていくということで、今、北海道財務局との間で調整をしているところであります。

○高橋委員

それぞれの土地の面積が少し違うというふうに伺っておりました。どのように交換していくのかという中身をもう少し知りたいのですが、その面積と方法について教えていただきたいと思います。

○（産業港湾）事業課長

まず、それぞれの土地の面積でございますけれども、新庁舎が建っている敷地の中で、市が所有している土地の面積が約 5,760 平方メートルになります。それに対しまして、旧合同庁舎の敷地面積が約 6,200 平方メートルということで、若干、旧合同庁舎のほうが面積が大きい状況になってございます。北海道財務局との間で土地交換についていろいろと協議をしているところなのですが、基本的には相互に評価をして等価交換で進めていきたいということで考えてございます。

○高橋委員

面積にして約 500 平方メートルぐらい違うのですね。それぞれの評価というのは、同じような土地ですから、同じような評価ということではないのですか。その評価の方法についても教えてほしいと思います。

○（産業港湾）事業課長

土地の評価についてでございますけれども、評価につきましては、国の土地については国のほうで評価をすると聞いてございます。また、私どもの土地につきましては、私どもの方で鑑定評価をかけまして、まず評価額を確定していくことになろうかと思っております。最終的には、この評価額をもって土地の金額が確定していくと思っておりますので、その段階で交換できる面積も確定してくるということで今考えてございます。

○高橋委員

そうすると、旧合同庁舎のほうが大きいわけですから、例えば、今の面積をそのまま交換するとなると、どういうふうに分けるかわかりませんが、500 平方メートルぐらい、国の土地があそこにある可能性があるということですか。

○（産業港湾）事業課長

基本的には、約 6,200 平方メートルと約 5,760 平方メートルの差額分、土地の差額分は国の土地として残ることになろうかと思っております。

○高橋委員

旧合同庁舎跡地の利用方法というのはまだ決まってないわけですが、具体的に決まった場合には、当然、

交渉として、一体で利用できるような借地みたいなど言うのも変ですけども、そういうことも念頭に入れて交渉していただきたいと思うのですが、それは可能でしょうか。

○（産業港湾）事業課長

残地の部分についての取扱いについてでございますけれども、これにつきましては、これから鑑定評価をかけて北海道財務局と協議していくということでございますので、協議をしていく中で、どういった形で利用できるかということも含めて話をしていければと思っております。

○高橋委員

ぜひ、精力的にお願いしたいと思います。

前にも質問しましたが、あの辺一帯は非常にきれいになってきました。法務局、それから新合同庁舎、そして、あの附帯する道路もきれいに舗装されて、観光客の方、市民の方からも、変わりましたねという意見が私のところにも非常に多く来ます。

今の旧合同庁舎が解体されると更地になるわけですから、非常に見通しもよくなると思います。やはり、気になるのが今の港湾室の古いぼろぼろの建物となるわけですけども、せめて最低限の意匠的な改修と、それから、前面の駐車場を一体的な広場として見直しをぜひともしてほしいと思うのです。あの駐車場を違うところでまた活用するように入れ替えをして、あの辺の活用を考えられないでしょうか。

前に産業港湾部の御答弁にもありましたけれども、一体的な活用方法は考えていきたいということでしたが、1年たってもなかなか見えてこない気がします。そんな短い期間では無理だよという部長の顔が見えるわけですけども、もう少し具体的に進めていっていただきたいと思うのですが、今までの関連で御答弁をいただきたいと思えます。

○（産業港湾）事業課長

現在、港湾室庁舎の建っている土地の活用ということですけども、まず、御質問にございました前面の駐車場の部分的な利用転換につきましては、私どもの庁舎に、市の港湾室のほかにも民間の企業も入っておりますし、その方々の専用駐車場という形で使われている部分もございますので、なかなかすぐその利用転換を図るとするのは難しいかと考えてございます。

ただ、旧合同庁舎の跡地につきましては、基本的に多目的広場として活用していくという方向で今考えてございまして、この跡地の部分、それから、今、私どもの庁舎が建っている水辺に面した空間は、やはり、将来的には、ある程度一体化した中で修景施設的な機能を持たせた施設整備を図っていくべきではないかというふうに考えてございます。

それで、以前にも答弁させていただきましたが、私どもは、今、第3号埠頭周辺の区域の中で利用高度化に向けた基本計画の作業を進めてございます。まだなかなか形にはなっていないこともございますけれども、旧合同庁舎の跡地の利用を、今後、多目的広場として活用していく中で、どのようなニーズが起きてくるのかということもやはり把握した上で計画的に進めていかなければならないと思っております。

そういう意味で、あと1年とか、そんな短いスパンでできるかどうかという部分もあるのですが、いずれにしても、利用高度化に向けた計画の中で、今の多目的広場、それから、港湾室の庁舎の建っている場所の利用の仕方や、整備の方向について検討を進めてまいりたいというふうに思います。

○高橋委員

時間がかかるのはやむを得ないと思うのですが、先ほど言った港湾室の建物は何とかしたほうが私はいいいと思うのです。古ければいいというものではないと思います。せめて、手が入っているという印象を与えるぐらいのことをやらないと、あそこの奥のほうに駐車場があるわけですから、どうしても見えてしまいます。港に向かっれば、右側は新しいけれども、左側がぼろぼろだと、そういう印象ですから、一体感に非常に欠ける状態です。

新しくしろとは言いません。けれども、観光都市なのというふうには必ず言われますので、やはり少し気を使ったやり方を、駐車場の件も含めて、できるだけ検討していただきたいと思います。

もう一点要望したいのは、あそこの解体した跡地の管理の仕方です。恐らく、更地になって砂利を敷くのか、土のままなのかわかりませんが、フェンスをしてだれも入れなくすると思うのです。そのフェンスにしても、ただパイプだけがあるような味気ないことではなくて、あそこの空間にマッチしたとまでは言いませんけれども、少し気を使ったような管理の仕方をぜひともしていただきたいと思います。

港湾室の建物の補修の件と跡地の管理の方法について、2点伺いたいと思います。

○（産業港湾）事業課長

まず、合同庁舎の跡地の管理の関係についてでございますけれども、ちょうど今、北海道財務局のほうで解体を進めておまして、財務局の工事については、解体後、表面に碎石を敷きならして整地していただければということで協議を進めております。私どもとしては、そこは将来的に多目的広場として活用していくということも考えてございまして、来年度に向けて、補助制度を活用した中で舗装ぐらいできないかということで国のほうと協議を進めております。

体制や管理の方法につきましては、まだ具体的にどういうふうにしていくかということは詰めてございませんけれども、来年度の事業に向けて整備していきたいというふうを考えてございます。

それから、港湾室の現庁舎の関係についてでございますけれども、繰り返しになりますが、庁舎周辺の利用高度化関係の計画を進めていく中において、庁舎自体をそこに連動させるのはどうかという議論は出てくるかと思えます。そういう状況にあって、例えば、壁を直すとか、そういったことも、すぐさま対応していいものかどうかということもございまして、基本的には、この計画をある程度進めていく中で、今の庁舎のあり方についても考えていきたいと思っております。

○高橋委員

明確な答弁が一つもないのですけれども、もう少し具体的に進めてほしいと思います。

◎住宅エコリフォーム助成制度について

最後の質問ですが、住宅エコリフォーム助成制度について提案をさせていただきました。エコ住宅に対する市民の関心が非常に高いと私どもも認識しておりますし、皆さんもそうだと思います。

再度確認をしたいのですけれども、住宅版エコポイントが全国的に普及をして経済を押し上げてきたという事実があります。小樽の住宅版エコポイントの件数と推移を教えてくださいたいと思います。

○（建設）建築指導課長

住宅版エコポイントの申請件数とその推移についてでございますが、申請の受付は本年3月8日から開始されておまして、現在までに市内で約130件の申請があったと聞いております。

申請件数の推移についてでございますが、現在、市内3か所でエコポイントの受付を行っておりますが、その中で最も多く受け付けております小樽建築技能協同組合のほうに確認しましたところ、3月8日のスタートから6月ごろまでは、やはり周知があまりされていないということで申請件数は少なかったのですが、7月ごろから増え始めたと聞いております。その後、お盆の期間中はさすがに一時減少したのですが、お盆過ぎからまた徐々に増え始めているというふう聞いてございます。

○高橋委員

政府の考え方で、たしか住宅版エコポイントが1年間延長されるというふうには伺っておりました。これでまた相当な効果があると思いますけれども、これについてはどのような受け止め方をされておりますか。

○（建設）建築指導課長

この制度は、限定している期間で対象にしたものが、国のほうでその需要が多いということで期間を1年間延長

したということだと判断しておりますので、利用というのは今後徐々に増えていくというふうには感じております。

○高橋委員

もう一点、札幌市では制度の導入前にアンケートをしたということを質問の中でも紹介しました。このアンケートの1位は、やはり、エコ住宅の関心が非常に高い、2位に、地元の適正な業者を紹介してほしい、この2点でございました。本市でもそういう動きがあってもいいのではないかと私は思います。

それで、建設部として、ホームページでも結構なのですが、地元の個別の業者という話にはならないと思いますけれども、組合だとか団体を、例えばホームページ上に紹介して、電話番号を入れるとか、こういうところがありますとか、そういう方法もぜひ検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（建設）建築指導課長

今、委員がおっしゃったように、個別の業者につきましては、なかなか紹介ができませんが、組合については、相談窓口において、現在でも相談があれば紹介をしてございますので、それを能動的にホームページのほうに掲載するという点については、できるだけ早い段階で検討していきたいというふうに思っております。

○高橋委員

答弁でも、現行制度では融資制度があるというお話がありました。私の提案している助成制度とはまた全然違うものですから、確認をしておきたいのですが、今の融資制度の内容と、それから利用件数を教えていただきたいと思っております。

○（建設）建築住宅課長

現在持っています融資制度の内容と現在の状況ということでございますけれども、融資制度の内容でございますが、本年4月に改正したわけでございますけれども、バリアフリー等住宅改造資金融資制度ということで、まず、3項目ございまして、1点目は、高齢者や身障者の方がバリアフリー改造する工事に対しまして200万円まで無利子で融資するという制度でございます。これは、改正におきましてもそのまま継続して制度として残ってございます。

2点目でございますけれども、従前は、広く市民の方が行う、三角屋根の切り妻屋根を雪が落ちないように平らな屋根にする無落雪屋根の改造に対しまして100万円の融資をしていたわけでございますけれども、現在、改正しまして、対象工事の範囲を屋根改造や耐震補強の改造も含め、リフォーム工事の全般に枠を拡大しまして、融資枠も従前の100万円を200万円に広げまして持っております。

それから、3点目でございますけれども、バリアフリーとリフォームの両方を利用した場合、従来300万円だったのが、現在は200万円ですが、担保有無の件で条件があり、最大で400万円まで融資があり、借りられるようになってございます。

補足としまして、本年度から3年間は市内の建設業者の限定ということで制度を持っております。

現在の状況でございますけれども、4月から新しくなりまして、現在申請されているので12件受け付けております。平成21年度は2件、20年度は1件ということだったのでございますけれども、対象範囲を拡大したことから件数は増えているような状況でございます。

○高橋委員

あまり周知されていないのではないかとと思うのです。わからない人も多いのではないかとと思うのですが、周知方法についてはどのようにされておりますか。

○（建設）建築住宅課長

周知方法につきましては、私どもの窓口でリーフレット等で周知しているほかに、4月に改正になったときに広報おたろでお知らせをいたしました。それと、市民生活ガイドが市民の皆様には配布されましたけれども、そこでも紹介してございます。あと、ホームページに掲載をしています。7月には、市民の皆様ほかに、実際、市内の業者の方にも知っていただくということで、技能協同組合ですとか建設事業協会、それから建築設計事務所協会の

ほうに、簡単なリーフレットをつくりまして、お客様と個人の打合せ等のときに利用してくださいということで我々も周知を図っているところでございます。

それから、融資を実際に行います金融機関の窓口に対しましても、リフォームの御相談に来られたお客様に対しては市の無利子融資もあることも PR していただきたいということでお願いをしているところでございます。

○高橋委員

この融資制度は、これはこれですごくいいと私は思っているのです。

しかし、先ほどの住宅版エコポイントは130件、今伺ったものは12件ということで10倍も違うわけです。周知の方法とか中身が違うわけですから具体的に比較はできませんけれども、分野の違うこういう助成制度というのは、私はあってもいいと思っているのです。効果もあるでしょうし、助成制度ですから、どうしても税金を使ってという話になるから、抵抗感がある方もいるかもしれませんが、全国的にいろいろな市が取り組んでいるという状況を見ると効果があるというふうに思っております。

建設部としては、この住宅エコリフォーム助成制度というのは承知をしておりましたか。

○（建設）建築住宅課長

環境負荷軽減のため、こうした制度を持っているところがあるということは、情報としては知ってございました。今回、本会議でも御質問があったものですから、そういった中で、電話での聞き取りとかホームページですが、若干調べまして、道内では札幌市が50万円ということで、どちらかという和多い形で助成制度を持っていますけれども、全国的にも、ちょっと例を申し上げますと、新潟市では、2種類以上の省エネ設備導入に対しまして経費の3分の1、上限50万円、広島市では、ソーラーパネルとか二重サッシといった断熱改修に対しまして1件当たり一律5万円の助成、あと、福岡市ですと、エコリフォームに対しまして、先ほど話に出ましたが、国が発行のエコポイントの3分の2相当額で上限10万円を助成するとのことです。今はまだ少ない情報ですが、各地いろいろ差はありますけれども、取り組まれているということは承知してございます。

○高橋委員

調査研究していきたいという御答弁でございました。ぜひ踏み込んで調査から具体的な内容に進めていただきたいと思いますが、この住宅エコリフォーム助成制度については、市長もそれなりに認識はしていただいているというふうに思っております。

最後に、建設部長に伺いますが、要望もそうですけれども、この助成制度についてどのような感想をお持ちなのか、それから、具体的な調査や、これからの考え方についてお話を伺って、質問を終わりたいと思います。

○建設部長

住宅エコリフォーム制度でございますけれども、今、道内では札幌市で先進的に取り組み始めたという状況になっております。それから、先ほど委員からもお話がありましたけれども、市民のエコに対する関心というのも、地球温暖化とか、そういった観点からも非常に高まっており、それに対応して、住宅の改造の需要も非常に多くなってくだろうということは今認識をしております。

そういった中で、制度的な違いはあるにしても、今年度から、本市についてもエコも含めたリフォーム全般については一定の支援策といったようなことも構築してきたという状況にあります。ただ、一方において、財政的な支援ということを考えると、助成制度は財政的な面ではかなりの負担になることでもあり、我々としてはそういった部分の判断も必要になってくだろうと思っております。

それで、現在の状況としては、先進的に取り組んでいる札幌市の状況を、7月から募集を始めてどのぐらいの応募状況になっているのか、あるいは、それが非常に多いのか、また、どんな問題点があるのかといったことも、照会をかけながら我々としてももう少し勉強していきたいと思っております。

そうした中では、すぐ始めるという状況には今はないだろうと思っておりますけれども、十分、他市の状況、特

に札幌市の状況を研究しながら、小樽の場合はどうなるのかといったことについて検討してまいりたいと考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 29 分

再開 午後 2 時 58 分

○委員長

休憩前に引続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

○斎藤（博）委員

◎総合福祉センターの運営の仕方について

最初に、総合福祉センターの運営の仕方について何点かお尋ねしたいと思います。

まず、総合福祉センターは、御承知のように月曜日が休館日となっていますけれども、月曜日を休館日にするに至った経過なり、理由があればまずお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

総合福祉センターの開館は昭和46年でして、正直に言うと、当時の書類は探しきれっておりません。推測の域を出ませんけれども、ここの館は、総合福祉センターとして、老人福祉センター、児童館、それからもろもろの機能が入っております、そういった意味で当時としては日曜日は開館すべきではないのかという考え方があり、そのかわりどこかに休みを設けるということで月曜日を休館にしたのではないかと考えております。

○斎藤（博）委員

いろいろな方が利用されている建物だということは理解しているのですが、今の課長の理由は、どうかと思うのですが、日曜日の利用実態というのはどういうふうになっているのかは押さえられていますか。

○（福祉）地域福祉課長

先ほど、社会福祉協議会に問い合わせ、平成21年度の利用状況をいただきました。それで、大まかな傾向の部分で答弁させていただきます。

一応、平日は大体200人くらいが利用されています。平日の中でも、火曜日と金曜日が高齢者の方々が入浴のできる日になっておりますのでプラス100名くらい増えております。ですから、火曜日と金曜日は300名ぐらゐが利用されていて、日曜日については大体100名くらいが利用されているような状況になっております。

○斎藤（博）委員

日曜日に利用している主な団体とかグループとか、逆に言うと、個人が使うのであればどういった目的で使っているかというあたりについて押さえていますか。

○（福祉）地域福祉課長

ちょっとそこまで細かい話は聞いておりませんが、大体、日曜日に見えている利用者はどのような方が多いか聞いたところ、児童館を利用する児童、あとは老人福祉センターに高齢者の方が見えているのが重立ったところだと聞いております。

○斎藤（博）委員

そこら辺の見方になると思うのですが、日曜日にやっているから児童が来るとか、いろいろな理由があったかもしれませんが、日曜日にあけなければならないという積極的な意味はどこにあるのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

今、ちょっと答弁が漏れていましたけれども、当然、日曜日ですので、お仕事をお持ちの方々のボランティア関係の行事なり研修会等々もありまして、そういった利用のされ方があります。

日曜日にあけている理由というのは、まさにそういうボランティア関係に開放し、平日は仕事を持つ方々の利用に供しようとか、児童館は休みの日に子供に開放しようという部分が趣旨としては強いのではないかというふうに考えております。

○齋藤（博）委員

日曜日に利用されるボランティア団体は、一定程度限られているのではないかと思いますので、日曜日にあそこを使っているボランティアの方というのは、主にどういった活動の方々だと押さえていますか。

○（福祉）地域福祉課長

そこまで調べ切れておりません。

○齋藤（博）委員

今、いろいろな施設の利用内容や開館については、ずいぶん柔軟になってきていると思います。そういった中では、フリーで来ている方は、日曜日でも来るけれども、月曜日があいていれば月曜日でもいらっしゃると考えると、特に仕事を持っているボランティアの方の利便性を考えて来やすいということで日曜日にあけて月曜日に閉めることになっているのではないかとと思われるわけなのです。

しかし、こういう施設ですから、どこで休んでもそういう問題は必ずついて回るので、機械警備とかほかの技術的な対応も含めて、どこであっても、休館日にも一定の利用が可能だということに検討できないものかと思うのですが、その辺はどう考えますか。

○福祉部長

確かに、毎日が日曜日の方にとっては、いつお休みしても同じですから、それはいいでしょうけれども、例えば、放課後児童クラブはあの施設の児童館を使いたいとか、そういうことになると、月曜休館だから困るとか、あるいは、社会福祉協議会の事務局というのは月曜日にどうしてやっていないのだとか、そういう御意見もあるわけですね。その中で、今お話しがあった機械警備、あるいは冬の暖房のこととか、児童に関する部分は日曜日があいたほうがいいのだらうけれども、日曜日に関係ない人はいつでもいいだろうというお話もあるわけですから、そのあたりは、社会福祉協議会の事務局とも、具体的にどういう問題があるのかというのをこの春から協議をしております。ただ、その方向が、ボランティアの方々のお休みの日は、普通、土・日なのでしょうけれども、そういう日にあけたほうがいい、あるいは、児童館の使い方についても、日曜日もあけてほしい、けれども、放課後児童クラブは、月曜日、金曜日を、今、近所でやっている部分をそこに持っていく可能性はないのか、そういうことも今検討しておりますので、建物の警備や暖房の仕方、それにかかる経費の問題、そのあたりを総合的に検討してまいりたいと思います。

○齋藤（博）委員

ぜひ、やり方はコストの面もついて回るでしょうけれども、通年開館という考え方もあろうかと思います。逆に、日曜日を休館日にして、その利用については柔軟に対応するというようなことも可能かもしれません。ですから、ぜひ、できるだけ利用する市民の皆さんには負荷をかけたくはないと思うのですが、一方で月曜日に使えないということで困っている側面もありますので、御検討のほどをお願いしたいと思います。これは検討していただければということで、要望にしておきます。

○（福祉）地域福祉課長

今、部長が答弁しましたけれども、休みの変更、通年開館ということも含めてメリット、デメリットを検討し、利用者の声等を吸い上げる形で考えていきたいと思っております。

○齋藤（博）委員

◎大雨災害に伴う減免について

次に、大雨災害に伴う減免についてですが、最初に当委員会でも本会議でもいろいろ議論になっている 8 月の大雨の被害状況について、総合的な説明をお願いしたいと思います。

○総務部次長

8 月 7 日から 8 日にかけての雨による被害状況でございますけれども、主なものとして、床上浸水が 15 件、床下浸水が 44 件、土砂崩れ及びがけ崩れが 17 件、石垣の崩れ 2 件などがありまして、その他、側溝の溢水、道路の破損などが 219 件になってございます。

次に、8 月 23 日から 24 日にかけての被害でございますが、主なものとして、床上浸水が 14 件、床下浸水が 30 件、土砂崩れ及びがけ崩れが 5 件あり、その他、側溝の溢水、道路の破損などが 224 件となっております。

なお、いずれも人的な被害はございませんでした。

○齋藤（博）委員

両方足すと、床上浸水は 29 件、床下では 74 件、土砂崩れ、がけ崩れが 22 件ということです。こういう自然災害と申しますか、水害を受けた被害者の方から、このことに関して、例えば、税の減免などの申請がなされていますか。なされていたら、どういった項目について、何件減免等の申請が行われているか、お知らせください。

○税務長

8 月 7 日、8 日と 23 日の大雨の被害が出ているところですが、被害者の方から、固定資産税の減免、あるいは市民税の減免という申請は 1 件もございません。

○齋藤（博）委員

すごく昔の話なのですがけれども、銭函で水害があったときに、当時、資産税課の職員が現地に行って、1 件 1 件被害状況を確認して、固定資産税の減免措置を相当大規模にやった記憶があるのです。そのときは、私は全然そういう立場にはなかったのですが、どうして調査行くことになったのかとか、だれから言われてどういうふうに行ったのかというのはわかりませんが、ほとんど毎日のように出かけて行って調べていたという記憶があります。今回の場合、件数で言うと全然少ないと思いますし、地域的にも分散しているのではないかと思います。被害者からの減免申請が 1 件もないときに、小樽市のほうからは何らかの形で働きかけとか、お知らせということはあるのでしょうか。

○税務長

今回の場合は床上とか床下浸水ということで、どちらかといいますと、1 日たつて引いてしまったらその痕跡は残らないような状況にあると思います。それから、平成 16 年のときに台風災害がありました。あのときには、屋根が飛ばされたとかいろいろな被害が出てまして、私の記憶では五、六百件が被害を受けたと思っています。このときには、屋根とかそういう部分ですから、当然、どれだけの被害があるかと自主的に全市を 2 週間ぐらい回った経過はあります。

しかし、今回の場合は、今言いましたけれども、床上・床下浸水が大半でありまして、後から見に行っても現状はわからないわけです。それで、とりあえず、がけ崩れとか石垣の崩壊ということについては、一定程度、被害の状況が大きいようなところについては現地を見に行っております。

○齋藤（博）委員

こういう自然災害は、この間みたいに、がけ崩れなどいろいろあると思うのですがけれども、小樽市が持っている自然災害の被害者の救済制度は、例えば減免制度なり軽減といったものがあると思いますが、大まかなものについて説明していただきたいと思います。

○総務課長

全庁的にまたがることになるので、私のほうから答弁させていただきます。

今回、8月の最初の豪雨の災害があって、市民の方から問い合わせも想定されましたので、次の週に庁内の各課長に集まっていただいて、制度の内容を取りまとめたところです。

その内容をお知らせしますと、大きく七つぐらいの項目に分かれます。一つ目が見舞金と貸付金制度ということで、罹災見舞金などがあるということ、それと、母子寡婦福祉資金貸付金の制度があります。二つ目では、ごみの収集受入れ関係で、災害により発生したごみの収集受入れの部分で、大きな被害を受けた方にはそういうものの対応をするということです。三つ目に、住居を失った方には公営住宅の一時使用という制度があるということです。四つ目は、証明書の発行、罹災証明とか被害届出証明書を発行していくということです。五つ目に、税金や国民健康保険料などの減免ということで、固定資産税・都市計画税、市・道民税、それから国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免などがあるということです。六つ目は、各種福祉サービスの自己負担の軽減を行うということで、保育料の減免のほか、児童扶養手当、特別児童扶養手当の被災による支援とか障害福祉サービス利用者負担金の軽減とか、地域生活支援事業の利用者負担金の軽減、介護保険利用者負担割合の減免、後期高齢者医療制度の医療費の一部減免などがあります。それから、その他で生活福祉資金貸付けとか、融資の特別相談窓口を設置するとか、そういうような制度があるということで把握してございます。

○斎藤（博）委員

よく、イメージとして使わせてもらうのは床上浸水というのが一番わかりやすいわけです。今回、小樽では合計で29件の床上浸水があったのですが、減免申請がゼロというふうになっているのは、本人からの申出がないからゼロだと回答されているということですか。

○税務長

委員の御指摘のとおり、本人からないからゼロということでございます。

○斎藤（博）委員

時間もたっているのですが、仮定の話で恐縮ですが、これは、本人のほうから減免申請なりが出された場合は、今回の床上浸水などの場合も、何らかの基準があって、その基準をクリアすると、権利かどうかは別として、本来、申請があれば、29件の床上浸水の被害を受けた方というのは、例えば固定資産税の減免措置を受けられる可能性はあったと理解してよろしいでしょうか。

○税務長

減免を受ける段階におきましては、基本的には、土地、家屋の場合ですと、著しい損害を受けた場合というのがまず第1にあります。というのは、家屋の場合でしたら、被害を受けて当分の間は家に住めないとか、そういうような状況になった場合です。ですから、我々が想定しているのは、屋根が飛んで復旧に時間がかかる、壁が飛んだということになると、ちょっと住めないような状況になります。今言ったように、床上浸水、床下浸水、特に床上浸水の場合ですと、例えば、水が引いてしまって乾いたら、普通、一般的には住めるような状況になりますので、減免申請を受ける際には、罹災証明書を添付していただき、そういう中で内容を確認して、さらにその程度によって、2割から10割までの減免を要綱でつくっておりますので、その中で適用になるものは減免措置を受けられることとなります。

○斎藤（博）委員

住宅の場合は、床上浸水で水が、昔で言えば畳が浮くような状態になると、何時間で水が引いたりしてもその畳はすぐに使えないとかいろいろあるし、フローリングが浮くとかいろいろなことがあるので、今おっしゃったように、著しい被害に遭ったときに該当しているのではないかというふうに思うのです。

今回の場合、例えば、商店とか倉庫とか車庫というところだと、地域的に水が上がってきたのではなくて、流れ

る角度とかいろいろなところで、ポイント、ポイントで水害に遭っているわけですが、例えば、店舗みたいなどころだったらどういう基準があるだろうとか、倉庫とかの場合は商品が入っていたらだめになるようなこともあるのだけれども、そういったあたりの基準があれば教えてもらいたいと思います。

○税務長

減免の中では、土地、家屋という、要するに不動産、固定資産税の課税対象となっているものが想定されます。それともう一つは、市・道民税の場合は、そういう建物の損害あるいは家財道具の損害ということがありまして、個人あるいは法人が対象なるのですけれども、なおかつ、まず減免の対象となるのは、納期限が未到来の固定資産税、市民税などが対象となっています。そういうことから考えますと、商店で商品が被害を受けたかということになりますと、市民税や固定資産税の課税対象となっておりませんので、そういう部分では減免の対象にはならないと思います。

○斎藤（博）委員

消防のほうに急に振って申しわけないのですが、今回の水害で、いわゆる住宅の床上・床下浸水被害等の罹災証明の申請というのはございましたでしょうか。

○（消防）予防課長

8月の2回にわたる大雨によりまして、罹災した市民の方から罹災証明の請求がございました。消防隊及び消防本部予防課の調査により確認後、合計20件の罹災証明を発行しております。

○斎藤（博）委員

例えば、その20件の罹災証明を使って固定資産税の減免以外の、先ほど総務課長のほうから御説明があったような制度をお願いしたいということで、この20人の方から罹災証明を添付した何らかの申請はなされているのでしょうか。

○生活環境部副参事

生活環境部部門の質問でございますので、私から答弁いたします。

今回、15件、床下ないしは駐車場での泥水の浸水によりまして被害を受けた家財道具等を無料で収集してございます。これにつきましては、罹災報告15件中11件が罹災証明を出してございますが、残り4件につきましては、罹災証明なしで私どものほうで収集をしてございます。これは、罹災証明がなくても私どもは収集するのですが、一応、保険関係、また減免等々で使うのだらうということで罹災証明をとるようにアドバイスをすることによって、罹災証明がなければごみを無料で収集しないということではありません。

○総務課長

先ほど私が答弁した減免とか各種サービスの自己負担は、基本的には罹災証明の添付を求めていますけれども、ほかの部局でどんな形で受けているかは、申しわけないのですけれども、現状はちょっと把握しておりません。

○斎藤（博）委員

先ほど来いろいろな制度を御説明いただいているように、被害程度にもよるとか、いろいろな条件がつくのだろうけれども、小樽市としては、いろいろな制度や見舞金とか減免とかをそれぞれ持っているわけですし、わかって申請する方についてはそれを適用して、便宜を図っていきますが、わからない人については、申請がないということで終わってしまうのではないかと思います。そういう認識でよろしいですか。

要するに、わかっている人だけがこの制度全体を活用できるけれども、当たり前ですが、わからない人にとっては全然制度として見えてきていないというのが実態ではないかと思うのですけれども、その辺についてはいかがですか。

○（総務）総務課長

今回、広報とかホームページには載せてございませんので、そういう意味では、市民の方への周知は市のほうか

らはしていないのですけれども、何らかの形で市民の方がどこかの窓口に行って、これについて何とかならないの
だろうかという問い合わせがあることは想定されますので、そういう場合に、その窓口でわからないということが
ないように、全庁的にこういう災害の制度があるということを意識してもらうという形で、今回、我々は制度の一
覧を作って、それぞれの各窓口の担当課に、全庁的に、こういう制度があるから、もし問い合わせがあったら、こ
ういう制度がありますということをお知らせしてあげてください、そして、詳細についてはそれぞれ所管のところ
に行くように案内していただきたいということで、総務課のほうから各窓口をお願いしたところでございます。

○齋藤（博）委員

先ほど、20件ぐらいの罹災証明が出ているということでしたが、単純に言うと、そのうちの11件は生活環境部の
ほうです。ごみの処理か何かに使ったと思うわけなのですけれども、この罹災証明というのも、例えば、これから
お願いして、うちは床上浸水があったのです、床下浸水があったのですと申告して、出してもらえるものですか。
大分期間も経過しているわけですが、同じ人なら、再発行といえますか、2枚目を出すことは可能だと思うのです
けれども、事ここに至っては、改めてという場合はどうなるのでしょうか。

○（消防）予防課長

被害を受けてから日にちがたったものにつきましては、ほとんどの方が写真を撮っておりますので、その写真と、
例えば、水害につきましては、水位の変化が、乾いたところと湿ったところと残っていますので、それは現況確認
に行つて罹災証明を出すということにさせていただきます。

○齋藤（博）委員

やはり、申請に来たから全部がうまくいくかどうかというのは程度によるというのは十分理解するのですけれど
も、例えば、固定資産税の、例えは悪いのですけれども、床上浸水が29件、床下浸水が74件あったけれども、1件も
減免申請の相談もなかった、申し入れもなかったという実態もあるわけです。今、総務課長のお話では、市役所の中
では、もし問い合わせが来たら、遺漏のないように情報を共有しておこうという準備はされているということも
聞きしました。その上で、一つのところでいろいろな窓口を教えてもらえることについてはいいことだと思うので
すけれども、要は、行くきっかけがなかなかつかめないところについては、市役所の中でそれなりに準備し
て、いい体制をとっていてもなかなか難しいのではないかと思います。

そういう意味では、やはり、なかなかあってはいけないことですが、最近、各地の話を開いていると、一気に雨
が降るとか、いろいろなことが予想されているわけですから、やはり、小樽市としては、自然災害が発生したとき
には、そのときの対応もあるでしょうけれども、済んだ後に、こういう被害を受けられた方には対応するような制
度、補助とか減免とか軽減の制度のメニューぐらいは、やはり何らかの形で市民の皆さんに情報提供していただき
たいと思います。それでも来ないという人はいるし、来たけれども、この程度ではだめだったと帰る人もいるかも
しれないのですけれども、やはりきっかけづくりというのはしてもらいたいと思うのですが、その辺についてはい
かがでしょうか。

○（総務）総務課長

災害が発生して、本当はすぐに周知ということも考えられるのですけれども、広報であればちょっと発行のタイ
ミングが合わなかったりすることもあるものですから、いろいろ考えなければならぬ部分があると思います。そ
れから、制度のそれぞれの適用の要件も、所管する制度の中で条件も若干違いますので、一覧表にして市民の方に
渡すとまた混乱する部分もあると思います。その辺も含めて、例えばホームページでこういう制度がありますよと
いうように一覧を掲載するといったことが、できるかどうかを含めてちょっと検討させていただきたいと思いま
す。

○齋藤（博）委員

仰々しいパンフレットを作ってどうこうという話ではないのですけれども、やはり、そういうことをどこかで見
ていれば、被害に遭われた方も、意識の中で、大変だったけれども、税金を納付していない部分については考えて

もらえる制度もあるよねというぐらいの、きっかけづくりをしてもらいたいと思います。

例えば、間に合うのであれば、直近の広報とかも含めて、何らかの形で、小樽市にはそういう制度があるのだということ自体をやはり周知していただけないかと思います。書き出すと大変とか、A4判の裏表ぐらいでは済まないということを言いたいのは十分わかるのです。ただ、そんなに難しい話ではなくて、いろいろなメニューがあるということを普通の人が頭に思い浮かぶぐらいのもので結構なのです。ホームページというのものもあるかもしれませんが、いろいろな方法を使ってメニューの周知について検討いただきたいと思います。

○（総務）総務課長

一応、検討させていただきたいと思います。

○税務長

今の周知の件なのですが、税としましては、基本的に、納税者の方々には納税通知書の中に減免制度というのをきちんと入れているのですが、それも指摘がありまして字が小さくて読めないということもありまして、そのときには特化して広報等に掲載したこともありますので、今後、またそういうふうな工夫をしていきたいと思っています。

○斎藤（博）委員

納税通知書を全部きっちり読んでいる人が何人いるかというのは、アンケートをとったほうがいいのではないかと思います。目が悪くて、たぶん、皆さん税額だけ見て、とまってしまっているのが実態で、きっといろいろなことが書かれているだろうと思いつながら、見ていないと思います。ぜひ工夫していただくようお願いしたいと思います。

◎新市立病院について

三つ目の質問に移らせていただきたいと思います。

新しい病院をつくるという議論が進んでいまして、規模・機能だとかいろいろ話が積み上げられてきていると理解しています。この間の議論の中では、今、基本設計をやっており、基本設計が終わると実施設計に移るということです。そこら辺の時期については、本会議の市長答弁で相当、踏み込んだ話をされているようにも聞こえています。実施設計の実施とか、いろいろなことが具体的に出てきます。

ただ、その中の一つに、病院の構造の問題があります。昨日も、委員会が始まる前に病院の耐震・免震構造の実験紹介ビデオを、議員としての共通認識を持つということによって皆さんで見ることになりました。

当初は市立病院調査特別委員会の委員だけでという話もあったけれども、成田委員長とも相談して、やはり特別委員会の委員だけではなくて、広く議員皆さんに呼びかけてもらおうということで、各会派に案内をして、20人弱の議員が集まって見て、その後20分ぐらい、結構いろいろな質疑も感想も述べられました。そういう段階で、この次は耐震、免震などの議論も必要になってくるのではないかとこのように思っております。

ただ、一方で心配しているのは、物の順番がちょっとちぐはぐになってきていて、本来は、まずどういう病院をつくるのかということを決めながら、どういうふうに発注していくのかとか、どういう企業に受けてもらうのかということは、本来は順番で決めていかなければならないものだと私は理解していたのですが、どうも昨今はそうでもなくて、話が逆転しているようなところも見受けられます。そういった意味では、改めてきちんと問題を整理していかなければならないと思うのです。

まず、一、二点教えてもらいたいのですが、よくも悪くも山田市長は何かつくったかなといろいろ考えたのですが、ないのですね。それで、私の目についたのは、例えば、小樽市が独自につくった箱物としては駅前に市民センターがあるわけですが、例えば、こういう市民センターをつくと決めたときに、どういう経過で業者とかが決まってくるのか、一般的な話でいいのですが、入札から業者を決める流れについて、まず簡単に御説明いただきたいと思います。

○財政部長

当時の市民センターのことはちょっと詳細にはわかりませんが、一般的に申し上げますと、発注を計画する原部がございまして、どういう構築物をつくるのかということを決めていただくものであります。

その建設に当たって、どういう業者にそれを請け負っていただくのが適正なのかというところのランクを決めていくことになると思うのですが、市内の業者、市外の業者については市内のほうにも建設工事委員会というのを持っておりますので、発注に当たって、どのクラスの業者に発注するのがいいかということを検討した上で、業者の範囲を決定し、入札の段階に入っていくという、大まかに言うとそういう手順になっています。

○斎藤（博）委員

それでは、そのときにいろいろな条件というのがつくものなのか。小樽市のほうから、例えば、市民センターに限らず、病院もそうですけれども、焼却場とかをつくるときに、いろいろ専門的な技術が必要な施設もありますでしょうし、意外と箱物的な部分もあると思います。例えば、市民センターのようなものであれば、小樽市のほうから事前に条件をつけてしまうということがあるのですか。

○財政部長

大きな建設物件になればなるほどいろいろな条件をつけるようになるのです。あと、工事実績があるということですか、それからノウハウを持っているということがつく可能性があるのではないかと思います。基本的には一般競争入札に持っていく過程でありますけれども、市内に本店を有する等々の条件を付して、条件付き一般競争入札ということもやっておりますし、場合によっては指名という形で、できる業者が限られている場合、その業者を指名して、その中で入札に参加していただくというものもあります。

ただ、最初に申しましたように、大きな物件になればなるほど、そういう条件というのがついてくる部分というのはあろうかというふうには思っております。

○斎藤（博）委員

私が問題にしているのは病院なのです。今、小樽で議論されているのは、388床の病院で、災害拠点病院になろうと考えられている病院を建てようとするときに、まず、一般論で恐縮かもしれませんが、一般的に考えられる条件というのはどういうものがあるか、あったら教えていただきたいと思います。

○経営管理部鎌田副参事

病院の工事を発注する際の、例えば入札とする場合の条件だと思いますけれども、基本的には、どの工事もそうなのですが、同種同等規模の新築工事の実績があることというところがまず一つついてくるというふうに思います。その前段では、例えば、市の名簿に登録されている業者であることとか、あるいは、格付が適切なランクであることとか、そういう一般的な条件はもちろんあるのですが、個別の条件としてつくつすれば、先ほど申しあげましたような同種同等の規模の施工実績があることというのが最初についてくると思います。

それ以外で言えば、これは、発注形態が単独業者への発注なのか、あるいは、共同企業体への発注なのかによっても少しは違うのですが、単独業者への発注であれば、すべての条件がこの単独業者についてきます。共同企業体への発注であれば、共同企業体への代表者の条件と、あとは構成する構成員の条件ということでそれぞれついてくるというのが一般的でございまして。

○斎藤（博）委員

例えば、小樽市内で388床の病院というのは結構大きな病院だと思います。昔の小樽病院以外に、小樽市内で388床程度の病院というのはございますか。

○経営管理部次長

昔はどうだったかわかりませんが、現状で言いますと、市内の公的病院で大きいのは、済生会小樽病院が289床、小樽協会病院が240床、北海道済生会の西小樽病院が220床ということになります。

○齋藤（博）委員

逆に、小樽市内の業者で388床程度の規模の病院を建てた実績がある業者というのはいらっしゃらないと理解してよろしいのでしょうか。

○経営管理部鎌田副参事

小樽市内の業者の実績ということでございますが、これは小樽市内での工事に限りませんので、小樽以外で実績があるかどうかというところは把握してございません。

○齋藤（博）委員

先ほど来、病院の規模についてとか建物の規模について実績があるかないかというのが一つの条件だという話がありましたけれども、今、これから大きな議論になるときに、耐震、免震という構造の部分で、こういった建物をつくったことがあるかないかというのが入札の一つの条件になり得るといふふうに理解していたほうがいいのでしょうか。

○経営管理部鎌田副参事

耐震、免震という構造の手法が参加する業者の条件となるかどうかということでございますけれども、これは、例えば、直近で砂川市や滝川市が工事発注を行っていますので、それらの例で申し上げますと、共同企業体なのですけれども、共同企業体の構成員の中で免震構造の実績があることというのは条件としてついているケースはあります。ですから、それ以外の病院もそうなのですけれども、そういった実績を参加者の条件としてつけることはあり得ます。

ただ、これは、構成員全員なのか、あるいは1社なのか、その辺の違いはあると思います。

○齋藤（博）委員

それでは、例えば、今後、病院の基本設計が終わって、実施設計が終わって、先の話ということもあって不確定な部分もあるのですけれども、こういう入札をしていくときには、調べるというのですか、入札検定システムみたいなものというのは、これは小樽病院だけでやっているものなのですか。それとも、やはり、物が物なので、建設部とかいろいろなところが集まってくるような委員会みたいなものを想定しながら決めていくのか、病院だけで決めていくのか、最後に教えていただきたいと思います。それと、その扱いを教えてもらいたいと思います。

○経営管理部次長

入札の方式といいますか、発注形態については、市長の答弁にもございましたように、第4回定例会ごろには今の基本設計の中で形態を示して議論をいただくということとしておりますが、実際に、早くも2年後に発注する段階では、やはり大きなものですから、最終的な決定権は、入札は局長名で執行することになるのですが、その方式については庁内に広く委員会等を設けて決定していくことになると思います。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

○中島委員

◎市立保育所の規模・配置に関する計画（案）について

市立保育所の規模・配置に関する計画（案）について質問します。

今日は資料要求をしまして、地区別保育所入所児童数を出してもらっております。これについて最初に説明してください。

○（福祉）宮本主幹

配付しました資料について説明申し上げます。

これは、市内各地区のゼロ歳から5歳の就学前児童の人数と保育所入所児童の人数を示したものであります。

ゼロ歳から5歳の人口は、各年3月末時点の人数となっておりますが、保育所入所児童数は、各年4月1日時点の人数と1日のずれはありますが、平成18年から22年までの5年間の動きとなっております。一番上の表は、18年の人数であります。この年のゼロ歳から5歳の人口の合計は5,276人で、このうち、保育所入所児童数は1,432人、率にしますと27.1パーセントとなっております。順次、19年、20年、21年とありますが、一番下の22年の人数であります。ゼロ歳から5歳の人口の合計は4,555人で、このうち、保育所入所児童数は1,314人で28.8パーセントとなっております。ゼロ歳から5歳の人口は、この5年間で5,276人から4,555人と721人減少し、保育所入所児童数は1,432人から1,314人へと118人減少しているということを表しております。

○中島委員

この計画（案）の中では、平成22年の表を提示してこのように書いています。入所児童数は、人口、出生数の減少に必ずしも比例するものではありませんが、将来的に保育所入所対象となるゼロ歳から5歳までの人口減少に伴う保育需要の減少は避けられないものと考えています。そういうことを証明する資料としてこれが出ているのです。

私は、過去にさかのぼって経過を調べていただいたのですが、確かに、ゼロ歳から5歳までの人口も保育所入所児童数も減っています。しかし、右端を見ていただければわかりますが、いわゆる入所割合と書いてありますが、その子供たちのうち、どれだけの子供が保育所を利用しているか、この割合を見ますと、平成18年で27.1パーセントですが、毎年この比率が上がって、22年では28.8パーセント。保育所の必要性が減少していると判断するあたりに疑問を感じます。むしろ、保育所の需要率は高まっているというふうにこの表は読み取れるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○（福祉）宮本主幹

保育所の利用率といいますか、入所割合につきましては、中島委員が御指摘のとおりでございますが、代表質問のときにも市長から答弁をしておりますように、この表で言いますと、分母となるゼロ歳から5歳の人口の減少が、分子の保育所入所児童数の減少よりも大きいため、そういったような現象となっております。今後につきましても、保育所の利用率は大体3割程度はあるのではないかと考えておりますけれども、実際の入所児童数は減少していくものと考えております。

○中島委員

そのとおりであります。それは保育所の需要がなくなるということになるのかという点で、私はちょっと判断が違うのではないかと感じるのです。確かに、このまま行けば実数は減るのです。けれども、保育所を利用する市民の数は増えているのです。そういうことを考えれば、現在の経済不況や、10年も賃金を上げないとか、さまざまな社会的要素を考えれば、小さい子供を抱えて働かざるを得ない方の比率が上がって、保育所の必要性はむしろ高まって、利用率は上がる可能性があるのではないのでしょうか。絶対ないという前提でお話をしているのでしょうか。ちょっと確認したいと思います。

○（福祉）宮本主幹

確かに、低年齢児の保育需要というのは増してきていると考えております。ただ、全体的にゼロ歳から5歳までというふうに見ますと、やはり利用されていく人数は減少していくと考えています。

○中島委員

減少しているのはわかっているのです。利用率が上がっているということを確認しているだけで、それは、今後、案がとれる段階でどのように評価するのか、また見てみたいと思いますが、私は、経過を見れば利用率は高まっているということについてきちんと考えるべきではないかと思います。

次に、小樽市の歳児別見直しを平成23年度から提案しております。代表質問でも指摘しましたけれども、実際には、保育所の入所定員というのは、21年度に1,530人だったものが本年4月1日で25人減少になっているのです。既に歳児別見直しは市が提案する前に減っている中身について、どういう形で減ったのか、どの部分が減ったのかと

いうことについてちょっと教えてください。

○（福祉）宮本主幹

市内保育所全体の定員が、昨年度1,530人、そして、本年度1,505人と25人分減少しましたが、民間保育所のうち3か所が定員の見直しを行ったことによります。その見直しの内容としましては、3・4・5歳児の定員を3か所合計で37人減らし、逆に低年齢児定員を3か所合計で12人増やし、差引き25人減ったことによるものであります。

○中島委員

それでは、平成23年度、来年4月からはさらに見直しを図る予定がありますし、また、民間のほうの動きもあると聞いております。23年度の定員についてはどういう変化になるのか、民間と公立の数も含めてお知らせください。

○（福祉）宮本主幹

来年度の定員の動きでありますけれども、市立保育所6か所全体の来年度の計画定員としましては、今年度の3歳から5歳児の定員は362人ありますが、来年度は92人少ない270人となります。また、ゼロ歳から2歳の今年度の定員は173人ありますが、来年度は12人増えまして185人となります。ゼロ歳から5歳の全体では、今年度は535人ですが、来年度は80人少ない455人となります。

次に、民間保育所につきましては、まだすべての民間保育所の動向を把握しているわけではありませんけれども、今のところ、2か所の保育所で計画をお持ちであります。そのところを踏まえた定員ということで示しますと、今年度の3歳から5歳児の定員が620人、来年度は5人減の615人、また、ゼロ歳から2歳児の定員は350人ですが、来年度は25人増えまして375人となります。民間保育所の合計としましては、今年度が970人ですが、来年度は990人となる予定であります。

○中島委員

ゼロ歳から2歳児合わせて、民間では25人増えますけれども、公立では12人ということですね。私としては、やはり、小樽の公立保育所6か所のうち、産休明け保育をやっていない長橋保育所、最上保育所、こういうところが率先してまず定員枠を拡大してこたえるべきではないかと意見を言っていましたけれども、今回、そういう計画にならなかったのはなぜなのでしょう。

○（福祉）宮本主幹

まず、長橋保育所でありますけれども、長橋保育所ではゼロ歳児保育は行っていないということで、ゼロ歳児保育を行うための乳児室などがいないためであります。また、現在の長橋保育所内にそういった施設を設けるためのスペースがないということもございます。それから、最上保育所は、ゼロ歳児保育として6か月以上の子供を保育しておりますが、生後57日目からのいわゆる産休明け保育を受け入れるための設備がないということで現在も行っていないということもございます。

○中島委員

6年後ですけれども、奥沢保育所でゼロ歳児保育を受け入れるために施設を改造していく計画はあるわけです。そういう計画は立てられるわけですから、長橋保育所の施設も改修してゼロ歳児保育を設ける、そういう計画はできないことはないと思うのです。最上保育所においても、近隣の保護者の話を聞いたら、産休明け保育がないので、まず近くの日赤保育所のゼロ歳児保育に預けて、6か月になってから最上保育所に移して見てもらっているという方もいました。ですから、産休明け保育の要望はあるのです。けれども、開設していない。ここは、公立保育所としてもっと努力すべき課題があると私は思いますが、今のお答えのように、施設がないとかということで済ませていいのかという気がするのですけれども、このあたりの議論というのは、もう少し詰めた話はされなかったのでしょうか。

○（福祉）宮本主幹

この計画（案）につきましては、保育所を利用する児童数、さらに、小樽市全体の子供の数の減少、そういった

ことを踏まえて計画を立てていくということでもあります。それと、確かにゼロ歳児保育などのニーズにこたえるというようなこともありますけれども、どこでどうやって受け入れていくのか、そういったことは計画（案）の中に入れておりますが、長橋保育所や最上保育所というようなところでは、もともと長橋保育所は、先ほど言いましたようにスペースがない、今の敷地の中にはそういう場所をつくれないうようなことがあり、そういったことからこの計画（案）を立てているということでございます。

○中島委員

この計画（案）の中には、保育ニーズの多様化と育児力の低下という項目がありまして、保育に欠ける子供たちだけでなく、保護者の支援に加え、これからは保育所を利用しない子供を含めたすべての子供と子育て家庭の支援ということで、地域における総合的な子育て支援をしていく必要があるし、そういう役割を果たすということが書かれております。そのとおりだと思うのですが、そういう役割が必要だと言っているながら、この細長い小樽の地域の中で、子育て支援の中心になる公立保育所が最終的には3か所がいいと判断した根拠についてはいかがでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

今、委員の御質問にありました地域の子育て支援の観点ですけれども、地域における子育て支援と言いますのは、児童福祉法にも定められておりまして、その中で、保育所が行うものについては、当該保育所がどういう保育をしているのかということ公開するという意味が一つあります。もう一つは、本来、その保育所で行うべき保育の支障にならない範囲でという条件付きなのですけれども、利用している子供、あるいは、親の相談に応じ、助言することが定められています。これがいわゆる広い意味での子育て支援ということになってきます。

しかし、各保育所でそういった体制を十分にとっていくということが現実には難しいということですので、市としては、個別の保育所ではでき得る限りの対応をしていくこととしまして、市全体については、今、奥沢保育所と赤岩保育所にある2か所の子育て支援センターを中心に、あるいは、市内の町内会館で事業を展開しております。これについて、今後、さらに銭函方面に1か所拠点を増やしまして、今の2か所を3か所としまして、市内全体でできるだけ子育て支援に対応していきたいと考えております。

○中島委員

どうも私の質問にかみ合った答弁になっていないような気がするのですが、市内中心部には要らないというふう聞こえるのですけれども、地域全体にそういう支援策を実施するためのバランスとして偏っているのではないかと思います。もう少し中心部とか長橋地域、オタモイ地域とか、支障があるのではないかと思いますので、こういうところは要らないという結果になったのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

理想を言えば、市内多数の箇所にあるのがもちろんいいと思います。現実的には、今、中心部としては奥沢保育所の子育て支援センター、それから、手宮地区方面では赤岩保育所の子育て支援センター、やはり銭函地区ということでは今薄いものですから、そちらに設けて、基本的には市内3か所で全域をできるだけカバーしていきたいというふうに考えております。

○中島委員

我が党が出している新聞赤旗の今週の日曜版には、全国592か所で子供のショートステイというものが始まっているという報道があるのです。ちょっと驚いて読んでみましたけれども、両親の働くスタイルが非常に多様化しているのと、育児疲れと、子供を育てることに対して、8割の母親が非常にストレスになっていると答えている背景などがありまして、虐待に向かったりとか子育てに魅力が持たなくなるような親の支援として子供そのものを預かる、そういう事業が出てきているのです。親が病気のとき、あるいは、仕事で夜間に育児ができないときのトワイライトステイとか、仕事や出産、育児ができないときに6泊7日まで見るとか、こういう新たな事業が需要に応じて起

きているということを見れば、子育ての段階でも非常に多様な要望にこたえていかなければならない分野が広がっています。こういう点で公立保育所が民間でやれないことをカバーしていくとなれば、積極的に削減していいのだろうかという疑問を感じます。

そういう点で言えば、この計画（案）の中で、9ページに出ています市立保育所の規模・配置の基本的な考え方のところ、ゼロ歳児の定員拡大、地域子育て支援センターの増設、そういう点では課題があるけれども、市内6か所の市立保育所で全部対応するには多額な経費がかかり、依然として財政が厳しいので、限られた財源と人材を生かして効率的な運営が必要だと書かれています。正直に言って、お金がないから削減せざるを得ないというふうに読めるのですけれども、そういう意図でしょうか、確認させてください。

○福祉部長

ただいまの基本的な考え方は、9ページの記載かと思えますけれども、ほとんど、今、中島委員がおっしゃったとおりだと思います。

先ほど、8割の母親が育児に不安を感じている、そのことが虐待につながっている、こういう調査があったのは事実でございますし、8月中過ぎでしょうか、民間の機関で、サンプル数はそんなに多くはないですが、1,200人ぐらいの方々の数字でそういうものが出ています。虐待に向けての対応は、国のほうの今の法律体系、あるいは民法の部分の改正のこともありますけれども、その部分の話と、今の保育所の数をどうする、あるいは、子育て支援センターがとりあえず二つある、そのうち三つにするということと直接の関係はないと私は思っています。

冒頭にありました保育需要の、特に低年齢児の保育需要の問題はもちろんあります。ただ、確実にゼロから5歳児の人口は減りますし、入所率は上がりますけれども、保育に欠けてゼロ・1・2歳児、あるいはその上のほうも含めて保育所に入ろうとする方の人数も減っていくわけです。それに対して、効率的な運営をしなければ今の小樽市の財政状況では耐えられないのでこの計画を出しているわけですから、先ほど子育て支援課長から申し上げましたように、理想を追えば中学校区に一つあったらいいのかもしれませんが。子育て支援センターもそうですし、あるいは、介護で言えば、地域包括支援センターも本来は中学校区に1か所ということになっていますが、今、3か所しかありません。

こういうまちの細長さとか、あるいは、いろいろなこれまでの歴史的背景などがあって、どうしても今の13万幾らという人口に減ってきた中でスクラップをしていかなければならない部分はあります。それを実際に保護者の方々がどこまでなら容認できるのかということで、私どもは今説明に入っているわけです。第2回定例会で提示させていただきましたこの計画（案）のとおりに進めるつもりはありません。実際に話をすれば、その中で、具体的に、今の歳児別のことでとか、あるいは、平成27年3月までという入所許可がある中でどうなのだというお話がありますから、そのことは、私どもで解決できることはしていきます。そういう方向の中で、限られた財源、そして限られた人員の中で、今の保育需要がどういうふうになって、実際の保護者の方々、それから、子供たちが何を求めているのか、その間でマッチングしなければ、今の小樽市の子育て支援の行政というのは進めていけないと思っております。

○中島委員

そういう御答弁をいただきましたけれども、私は、やはり理想を追求してほしいと思います。市の答弁の中でも、保育所は住んでいるところに近いところの利用が一番高いとおっしゃっていましたから、住んでいる地域で身近に利用できる保育所がたくさんあることが子育て支援の基本だと思います。困難はあると思いますけれども、やはり理想は追求していく課題だと思うのです。市の財政も、平成22年度で一般会計の累積赤字解消のめどが立ってきて、厳しかった職員給与の復元、期末・勤勉手当ですけれども、まず手がつく、こういうことが始まるのです。それで、財政が大変だから保育所も削減するというこの路線も変わる可能性はあるのか、その辺について財政部長はいかがですか。

○財政部長

今定例会にもいろいろな前向きな御提案がいっぱいありまして、私としては胸がいっぱいになります。

保育所の問題は、先ほど福祉部長から答弁がありましたように、理想を言えば、あるのにこしたことはないと思います。ただ、やはり、片方でよくなりつつあるとはいえ、まだまだ財政を切り詰めていかないと、またもう一回、これを沈めるわけには到底まいりません。そういう意味では、この中でどう調整をつけていくかということそれぞれの所管部が今苦勞をしておりますので、私はその議論、その検討を待ちたいというふうに思います。

○中島委員

保育所についてはこれで終わりますが、引き続き議論する場を設けていきたいと思います。

◎高齢者・障害者施設のスプリンクラー設置について

次は、今回の補正予算の老人福祉費のところに地域介護・福祉空間整備等交付金として2,270万7,000円が計上されています。これについてちょっと聞きたいのですが、これは認知症高齢者の施設であるグループホームのスプリンクラー設置だということですが、今回、小樽市の275平方メートル以上の施設については全部スプリンクラーがつくことになるのですか。

○（医療保険）主幹

スプリンクラー設置費の補正予算の関係ですけれども、今回、国の補助金の2次協議ということで追加募集がありまして、本来、平成23年度に設置予定であった5か所のグループホームについて、今年度、予定を早めて4か所設置することとなりました。それで、275平方メートル以上の設置義務のあるグループホームは35か所ございますけれども、この4か所を含めると、今年度中に全部で34か所整備されることになります。

○中島委員

残り1か所の設置めどがついているのかどうか。それから、275平方メートル未満についてはこの夏ぐらいまでは厚生労働省が方針を出すということになっていたのですけれども、それについての方向は明らかになったのか、この点もお知らせください。

○（医療保険）主幹

残り1か所の事業所につきましても、平成23年度中に事業所としては整備をするという意向を聞いております。

それから、275平方メートル未満の事業所のスプリンクラー設置の助成ですけれども、今月8日に、国のほうから補助金の3次協議の案内がありまして、今まで補助金の対象になっていなかった275平方メートル未満のグループホームのスプリンクラー整備について新たに補助対象とするということで通知が来ております。

○中島委員

それでは、市内の認知症対応型グループホーム施設のスプリンクラーというのは大体、めどがついたというふうに考えてよろしいのでしょうか。

あわせて、消防に直接通報する装置の問題や自動火災報知機なども整備されることになるのでしょうか。

○（医療保険）主幹

275平方メートル未満のグループホームは4か所ございまして、そのうち2か所につきましては、この補助金を使って整備する意向と伺っております。それから、残る2か所ですけれども、これは、今年度と平成24年度にグループホームを移転して面積を275平方メートル以上に拡大して新たに開設するというので、そちらのグループホームについては移転先でスプリンクラーを設置することとなっておりますので、275平方メートル未満の現在の4か所については近いうちにすべてスプリンクラーが整備されることになります。

それから、自動火災報知機と火災通報装置ですけれども、これも、今回の3次協議の中で自動火災報知設備については100万円、それから、火災通報装置については30万円を新たに助成するというので案内されております。

○中島委員

それを聞いて本当に安心しました。これまでは、この二つの通報装置は補助金の対象外でしたからなかなか厳しいという御意見がありました。

それで、今日の北海道新聞の 1 面に、スプリンクラー未設置 6 割という記事が出ていました。これは、北海道が独自調査で道内の 2,179 施設の調査をした結果、6 割が未設置だったという報道ですけれども、認知症グループホームだけでなく、高齢者や障害者などが入所する施設を対象にしてまとめたものです。この報道に基づくこの調査の対象に小樽市の施設があったのかどうか、障害者と高齢者に分けてお聞かせいただきたいことと、また、未設置だということで 6 割に入った施設があったのかどうかもお答えください。

○（消防）予防課長

北海道が調査を行いましたグループホームを除く高齢者施設、障害者施設のスプリンクラー設備設置対象施設数の状況でございますが、本市におきましては、高齢者施設 16 施設、障害者施設 13 施設が対象となっております。また、スプリンクラーの設置状況でございますが、高齢者施設 16 施設のうち 15 施設、障害者施設 13 施設のうち 8 施設にスプリンクラーが既に設置をされております。

○中島委員

そうすると、高齢者施設で 1 施設、障害者施設では 5 施設ぐらいはまだついていないということになると思うのですが、これは、今後の計画は明らかになっているのでしょうか。

○（消防）予防課長

現在、経過措置期間中によりスプリンクラー未設置の高齢者施設 1 施設、障害者施設 5 施設につきましては、入居者等の防火安全対策を図るため、平成 24 年 3 月の経過措置満了を待つことなく早期に設置するよう、年 1 回実施の立入検査、また、年 2 回以上行う自衛消防訓練の立会いの指導時において説明、指導をしているところでございます。いずれの施設につきましても、22 年度、23 年度中には設置をするものと考えております。

○中島委員

それを聞いて安心しましたが、ただ、この中で、消防法で義務づけられている年 2 回の避難訓練は実施されていないという施設もあったようなのです。小樽市内では、この避難訓練は消防のほうで把握していると思えますけれども、実施状況はどうでしょうか。

○（消防）予防課長

これらの施設の自衛消防訓練でございますが、防火管理者が消防計画を作成し、それに基づき自衛消防訓練を実施しております。これら高齢者施設、障害者施設につきましても、すべての施設について、年 2 回、消防職員が立ち会って自衛消防訓練を実施しております。

○中島委員

大変悲惨な札幌市の認知症グループホームの火災がなければこういう改善がされないということでは、本当に残念だと思うのです。こんなに死亡者で出て大変な事故が起きないと改善されないようでは本当に問題があると思います。必要な対策を国が率先してやるよう、現場からもこういう声を上げていただきたいと思います。

以上、意見を述べて、私の質問は終わります。

○菊地委員

◎集中豪雨災害について

側溝のことで何点かお尋ねしたいのですが、8 月の集中豪雨で側溝からの溢水があったという点で一般質問をさせていただきました。いずれも雨による泥やごみによって詰まったものだという市長の御答弁だったのですが、私としては、実際に現場を見ながら、そうでないところもあったのではないかというふうに思っています。

それで、市民の間では、今ある側溝や雨水ますを大きくして排水能力を高めるべきではないかという意見もあるのですが、こういうことについてはどのようにお考えでしょうか。

○（建設）建設事業課長

現在の側溝と雨水ますを大きくすれば災害時のような水のあふれがなくなるのではないかという御質問でございますけれども、側溝のサイズを決める際には維持・管理作業に必要なサイズ以上を基本とし、また、側溝が受け持つ流域や道路勾配及び下流の側溝能力などを総合的に考えて設置してございます。単純にこの間あふれたところを大きくしても、その下の流下能力が不十分だとまた同じような溢水の原因にもなります。また、小樽市は坂道がありまして側溝の勾配が急になっておりまして、急になれば流れる量も多い、また、流れるのが速いと雨水ますで溢水する。そういう部分で、単純にサイズを大きくするだけではなくて、おのおの詰まった箇所、溢水した箇所の状況を考えますと、勾配を緩やかにするのがいいのか、大きくするのがいいのか、個々のケースによって違いますので、一概に大きくすればいいという判断ではないと思います。

○菊地委員

そうすると、今後、本当に集中豪雨が心配されるのですが、溢水を防ぐためにはどういった対策方法がとられるのでしょうか。

○（建設）建設事業課長

あくまでも、この間のような集中豪雨につきましては、通常、私どもが維持・管理している場面におきまして想像を超える雨量というふうに考えております。そういう中では、市内各所のあふれた部分につきましては、集中豪雨に耐え得る溢水の整備は非常に難しいと考えております。その中でどういうことができるのか、どういう場所どういうふう被害を少なくするかという方法については考えたいと思いますけれども、集中豪雨に起因する溢水を防ぐという施設は非常に難しいと考えております。

○菊地委員

私も含めて、市民の皆さんも、単純に雨水ますに流れていく口をもう少し大きくすればここで詰まらないのではないかという思いもあってこういう話が出てくるのだと思うのですが、単純にそういうふうにはならないということについては、今の課長の御答弁でわかりました。

けれども、それを防ぐためにどういう対策があるのかということについては、それぞれの箇所で十分検討して考えていかなければならないのではないですか。

○（建設）建設事業課長

すべて同じ条件の箇所というのはほとんどないと思うのです。ただ、そのあふれ方の原因が、物が詰まってあふれたのであれば詰まらないようにする、そして、出口が小さいのであれば、その下流の流域を見ながらどうしたら出口が大きくなるか、そういうことを検討しなければならないのです。一概にサイズの話だけをしますと、240ミリメートルのトラフよりは300ミリメートルのトラフのほうが断面的に大きいので流れる量は多いのですけれども、その勾配だとかいろいろな条件がありますので、個々にどのようなことができるかを考えなければ、はっきりした答えは難しいと思います。

○菊地委員

わかりました。いろいろ要求が出ているところについては、被災地の方々の話をしっかり聞きながら、その対策について個々でぜひ対応をお願いしておきまして、私はこれで終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、平成会に移します。

○吹田委員

◎議案第33号（小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案）について

今日は、今回の議案であります職員給与条例の改正に関連して質問させていただきたいと思います。

まず、給与の改正は基本的に、財政が好転した場合に回復ということで話合いになっていたわけですが、今回、累積赤字の減少がみられそうだというお話ですけれども、これは、こういう段階で回復すると想定していたのでしょうか。

○（総務）職員課長

代表質問でも、いろいろな会派から、御質問が生まれて、財政健全化計画が予定より早まって進んだということで、職員団体と協議を進める中で、平成16年度から続けてきた給料の独自削減というものを一定程度回復していくという判断をし、議論してきました。それに当たっては20年度に追加でお願いした期末・勤勉手当の削減は、いわゆる収支均衡にできないということで、追加でお願いしてきたということを踏まえて、今回、12月の期末・勤勉手当で今年度の人勤と相殺する形にはなりますけれども、そういった形で回復したいと思います。

○吹田委員

基本的に、市職員の給与というのは、人勤に準じるという言い方をしているか、それから、同じにするとやっているのですね。この辺の基本的な考えというのは、準じるというのはいわゆる同等とするとか、それとも、それに近づけるというのか、地方も国もそもそも全体に下がると思いますから、この辺のとらえ方というのはどのようになっているのですか。

○（総務）職員課長

基本的には、市町村は、政令市なり都道府県は別ですけれども、人事委員会は持っていないので、給与を決定するシステム、それから調査するシステムはございませんので、人事院勧告にはほぼイコールのような形でこれまで給与を決めてきていたというのが実態でございます。ただ、中によっては、その業務の形態とかいろいろ違うものがありますし、地域の実情とかございますので、そういったものは独自に職員団体と協議する中で決めてきているものもございます。

○吹田委員

基本的に、今回は、以前の話合いの部分もあるから、そういう形で回復するというのも一つの考え方かと思うのですが、今回、予算の収支均衡に近づけたことはよかったと思うのですが、市民の皆さんにも御負担していただいた部分もあります。給与等についての優先順位は、市民サービスなども含めた中でどのぐらいに当たるのですか。

○財政部長

平成16年度から赤字に転落したわけですが、その折に、16年度、17年度あたりに事務事業の見直しという観点ではかなりのことをやらせていただいております。財源を生み出すこともあってこれだけの改善をさせていただいております。先ほど職員課長からありましたように、20年度の予算を編成するときに、どうしてもさらなる削減をして、財源を生み出さなければ予算がつかれないという状況になりましたが、その段階では、ほかの事務事業の見直しなり市民サービスの面では、さらには踏み込みませんでした。何とか収支を合わせるためにこの手当の1か月削減というのに踏み込んだわけですので、ここに来て21年度の決算が見えて、ある程度の剰余金が出てきたということにあっては、まずその部分について回復をさせていただきたいということを財政のほうとしても判断させていただいたということでございます。

○吹田委員

ということは、今回の財政の好転にかかわって、給与の回復が優先順位の1番目と見てよろしいのですか。

○財政部長

申し上げましたように、なかなか御理解いただけない部分もあるかと思えますけれども、平成20年度にどうしても足りないということで最後に手を打った緊急避難的な職員手当の削減でございましたので、まだ一部でございませぬけれども、その部分については戻させていただいたということでございます。

○吹田委員

当初、平成22年度の予算では、人件費の計算は全体を平均した形で単価を決めると思うのですけれども、1年間の正規職員の給与単価と、今回改正した段階では、平均単価がどの程度変わるのでしょうか。

○(総務)職員課長

当初予算を組む段階に当たりましては、1人当たりの平均単価に人数を掛けてというやり方ではなくて、1人ずつの積み上げで私どもは予算を組んでおります。

ただ、何回か出てくる職員の平均給与を使って、最近ですと710万という数字を使いまして、人数が100人であれば7億1,000万円という試算をすることはあります。この際に使っている数字というのが、いわゆる決算統計に用いている数字を人数で割り返して大体710万円ということで試算する際には使っています。ただ、これは当初予算の際に使う数字ではありません。

それと、今回、戻したことによって1人当たりどれぐらい単価が変わるのかという御質問ですが、期末・勤勉手当ですので役職加算が入る、入らない、職位によって大分額が変わってきますので、一概に幾らとかとは言えないのですけれども、ざっと計算しますと、主任、一般職あたりでわりと年齢の高い職員でいきますと平均で4万円程度還元し、課長職あたりで13万円ちょっとという数字にはなっています。

○吹田委員

予算説明書でも決算説明書でも、総体の金額は出ていますので、予算現額にこれだけ増えますよというものを足して、単純に割れば平均のものが出ると思うのですけれども、これは違うのでしょうか。今、一般職とか課長職とかおっしゃいましたけれども、全体の数字というのはそうではないかと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○総務部長

少し大まかな話で恐縮ですけれども、記憶では全額で1億6,000万円ほど今回はかかっておりますので、職員数は1,600人から1,700人いますので単純に割れば10万円前後という数字になるかというふうには思います。

○吹田委員

大体、10万円程度増えるということですね。

ほかの都市についての資料をいただいたのですが、見ましたら、札幌市では平均で798万円、給与だけで見ますと671万円という話です。すごい金額だし、函館市も、何か破綻しそうだと言っているのですけれども、801万円なのです。ただ、夕張市が、今聞きましたら全部入れて589万円、2割ぐらいが差し引かれ、平均単価が490万円ぐらいです。滝川市は671万円ぐらいで、室蘭市は784万円ぐらいです。恐らく小樽市よりは高いのかなと思うのです。

ただ、今回の独自削減回復については、職員団体との約束もありますから別ですけれども、私は、やはり、地方自治体の皆さんの給与を決める場合、地域の実態に合わせてという文言は必ずついている気がするのですけれども、その辺はどうですか。

○総務部長

地方自治体の給料ですから、基本的に、先ほど職員課長のほうからありましたように、おおむねの自治体では人事委員会は持っておりませんので、人事院勧告を一つの参考にして準拠していくというのが多いと思います。

ただ、基本的には、国及び他の地方公共団体の給与、若しくは民間企業の給与、こういうものも十分事情を考慮してやりなさいというのが法律の前提ですから、当然、民間の給料も参考にしなければなりません。ですから、人

事院は民間の給与を相当調べてそれなりの勧告をしているというのが実態だと思います。

○吹田委員

やはり、個々の市民が税金を払って皆さんに仕事をさせていただいているというのが基本だと思います。市民税と固定資産税は皆さん払っている感じなのですが、そういうことを踏まえながら、やはり、今回についてはある意味で約束事ですから別ですけれども、国はこれからは地方自治体に任せるという感じの言い方をしていますから、今後も、財政が難しいということもあるかもしれませんが、そういう中でどのようなスタンスで考えているのでしょうか。

○総務部長

確かに、今、道内180ぐらいの自治体の中では、相当、財政の厳しいところが、今、御指摘のありました夕張市を含めて、何市かはいわゆる給与の20パーセントカットとか25パーセントカットというのも一時金でやっているところがあります。一時的な財政再建を含めて、我々も10パーセントカットをやってきましたけれども、そういう形で皆さんが努力をして財政再建に向かっているというのが実態だと思うのです。それは、当然のごとく、それぞれの自治体を持つ経済環境と言いますか、まちの環境なども含めて、御批判もあるということも承知はしております。

ですから、今後、公務員の給料制度そのものがさまざまに議論されていますから、どういう形になっていくのか、人事院をなくしようという声も一方ではあるようですから、そのような中でどういう形で公務員の給与を決めていくのか。今、法律の趣旨だけで言えば、私が先ほど言いましたとおり、国なり、あるいは、周りの地方公共団体なり民間なりを考慮して決めなさいと、そういう建前になっていますから、当然、そういう姿勢で臨みますけれども、それぞれのまちが持つ状況というものを頭に入れながら考えていきたいというふうには思います。

○吹田委員

財政に関しては、いわゆる事務費をいかに効率よく使って、地域にはね返せるお金を生み、それを活用して活性化していくということが大事だと思います。そのことにつきまして、もっと内部の中で、よく検討していただきたいと思います。これは一つの考えです。

◎住居手当について

ちょっとお聞きしたいのは、先日、市の住居手当について、ちょっと国と乖離していて、それを解消しないと、国の起債が難しいという話があったわけですが、それについてはどのようになりますか。

○（総務）職員課長

国の起債の関係でいろいろ心配される部分が出てくるのですが、その中には、小樽市だけではないのですが、住居手当が国と比べて高いということで、その部分は是正してくださいということは言ってきています。

○吹田委員

先ほど、ちょっと調べていただいて、見ますと、住居手当ですが、持家の関係の方が、昭和63年では2,500円だったのですが、平成12年から8,000円になったのですね。国のほうの金額を調べたのですが、国は、500円だったということですが、何年も前に全廃したということです。新しく家を建てた人は何年間かプラスして2,000円ぐらいということ、先ほど、労働組合をずっとやっていた国家公務員の方がいたので聞いたのです。

私は、これを見て何かおかしいと思うのです。平成元年に、持家が4,000円で、新規で家を買った人は4,500円だということです。これは、逆ではないかと。持家は500円で、新しく家を買った人が4,000円プラスではないかと思えます。平成5年には、持家が5,800円で、新しく家を買った人は6,300円です。12年から両方とも同額の8,000円なのです。私は、これは違うのではないかと思います。

なぜこういう形になったのかということについて、その当時を知っている方にお聞きしたいと思います。私は、国が500円しか払っていないものを、8,000円払っているわけですから、国がやめたのにずっと8,000円です。これは2倍とか3倍とかではないのです。16倍の話なのです。最後になったらゼロですから、何倍というのはないけれど

も、なぜこういう形になってしまったのかということをお聞きしたいと思います。

○（総務）職員課長

国の制度につきましては、今、吹田委員から500円というお話があったのですが、私が調べました限りでは、創設当初は1,000円と、大した違いはないのですけれども、そういうことでございました。そもそもは昭和45年に借家がスタートしておりまして、その後、昭和49年に持家手当1,000円ということでスタートしました。ただ、そのころから、国につきましてもプラス1,500円ということで、当初の5年間は加算措置というのがあったのですが、いろいろな経費が、借家から持家に移ることによってかさむということでの補てんというような意味合いかと思えます。

ただ、話が飛んで、今、一律8,000円で5,000円の加算というのはないのですが、その8,000円に移行したときの考え方としましては、5年のプラスというのはなくなったのですけれども、これは、吹田委員がおっしゃったように、恐らくイメージしておられるのは住宅取得控除ですとか、今で言うと住宅借入れのステップというのがございまして、最初のほうは楽なのですが、後からのほうが返済の金額が上がったりとか、住宅取得控除がなくなったりするので、苦しくはなっていくのしょうけれども、そういった意味合いも含めまして、8,000円という額に改定するときにはその5年加算というのは廃止しています。ただ、他都市では加算という部分は残している市もいまだにあるところはあります。

○吹田委員

平成12年に8,000円になったということですが、これは、どこで話が出てこうやって決まったのですか。市長が勝手に8,000円にするからと一声かけて決まりましたという話なのですか。また、このころには、もう少ししたら国はやめているという状況にありながら、他都市がやっているからうちも盛ろうというふうになったのか、ここについてはどんな感じなのでしょう。

○（総務）職員課長

8,000円にしてきた経過というのは、一気にではなく、2,500円、4,000円、5,800円ということでずっと上げてきている経過の中で8,000円としたわけなのですが、一つは、借家の手当が10年、20年前で言うと1万8,000円ぐらいだったのが、今、だんだん上がってきて2万7,000千円の上限になっているのですけれども、そういったものとのバランスとか、住居手当の持家で言うと他都市との比較で、職員団体等から他都市に比べて低いということで要求があって、何年かかけて協議する中で8,000円にしてきたという経過があります。

ただ、その際には、先ほど言いましたように、5年の加算というのはなくしています。

○総務部長

自身は職員課長からあったとおりで、問題は国との関係で、先ほど来、御指摘がありますので、我々も、国の金額が低いのは十分承知をしております。当時もそうでしたから、全道の自治体はほとんどそれを承知で、当時、小樽市は8,000円ですけれども、ほぼそれが平均ぐらいだったという記憶があります。一番高いところでは1万5,000円ぐらい、低いところでも6,000円、7,000円でした。

それはなぜかといいますと、ほかの手当と違って、この分だけが国家公務員と地方公務員とあまりにも背景が違うとか、条件が違うということがもともとと言われておりまして、特に、国の場合には、東京中心で勤務なさっている方が多く、地方勤務の方もいますけれども、国家公務員のほうが、圧倒的に、いわゆる公宅が整備されているという条件の中で、転勤族ですから、家を持つという確率は非常に低くて、いわゆる家賃のほうが圧倒的に人数が多い、そういう中での住居手当という仕組みでした。ところが、地方自治体へ行きますと、大都市は別ですけれども、私どもなりもっと小さな町村へ行きますと、そんなにアパートがたくさんあるという状況ではなくて、持家の方が圧倒的に多いのです。

そういう意味では、この条件の違いの中で、アパートを借りている人には、今で言えば2万7,000円という金額を毎月支出する。しかし、一方では、自宅を建てた人は、それだけ財力があつたから建てたと言えばそれまでなので

すけれども、それなりの負担をしてローンを払っている人に対してどれだけの手当を支給するかと言うと、果たして500円でいいのだろうか、1,000円でいいのだろうかという議論をしたと思います。

そういうことで、今ありましたとおり、2万7,000円と家賃が上がっていったときに、それに見合う形で上がっていった金額が8,000円だというのが流れの実態だというふうに思います。

○吹田委員

今、2万7,000円とおっしゃったのですけれども、これは、金額がそれ以上の場合に出すということですね。通常、今の小樽市内であればよほどの安アパートでない限りは4万円以上です。私は5万円まで払っているかと思います。そして、それは、そもそも収入のうちの可処分所得から払っているのです。これを保障するというのが大体は基本なのです。例えば、交通費などはそうです。ですから、住居手当は、払っている分しか保障しないというものなのです。こういう中で、市の住居手当についてはそういった性格とは別の持家手当をというものも支給することになっているのです。何もそういうものについては借家でないのだから8,000円を支給するというやり方は、私はちょっと合わないと思うのです。

これというのは、どういうところで整合性をとっていらっしゃるのですか。

○総務部長

なかなかかちとした公式がないので難しいのです。

ただ、今回、いろいろな指摘がある中で、小樽市内の民間についても調べさせていただきました。私が思った以上に、小樽市内の民間も持家に対する対策というのは結構出ていまして、金額的にも高かったです。実は、函館市も、国からの指摘に対して、民間を調べたら平均1万円ぐらいだったそうです。函館市は、それを理由に、市内の民間に準拠するという言い方をして国に報告したというふうに聞いています。ですから、小樽市も、調べた範囲では民間でも結構出しているというのが実態です。

それから、もう一つは、今1,600人から1,700人ぐらい職員がおりますけれども、ほぼ1,000人近くが家を持っています。九百何十人です。それから、アパートを借りて、いわゆる家賃を払っている方が300人程度です。ところが、900と300というすごい数字の差ですけれども、出している住居手当はほぼイコールなのです。それは、900人、1,000人のほうは月8,000円ですけれども、300人のほうは2万7,000円の上限を出していますから、トータルの住居手当ということから言えば、300人に来る額がほぼ半分というふうになっているというのが実態だということを御理解いただきたいと思います。

○吹田委員

このたび、この住居手当がなくなりそうだということで、実際にお金をもらってそれを生活費に充てているわけですから、住居手当であったにしても、大変厳しい状況になるような気もするのですけれども、やはり、私は、国に準拠という言い方をしている中で、あまりにもこれはかけ離れている気がするのです。確かに、国家公務員は地方公務員とは別に手当が出ているという気もしないわけではないですが、やはり、こういうものについては、これから、給与のいろいろなことを見ていく中で、適切な対応をしていただけるように希望して、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長

平成会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。